

令和6年2月13日  
教育委員会学校教育課作成

専決事項の報告について（損害賠償の額の決定）

下記の事故について、相手方との示談が令和6年1月17日に成立したため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったので、報告するものです。

記

- 1 事故発生日時 令和5年11月20日（月） 午前11時00分頃
- 2 事故発生場所 酒田市住吉町10番70号  
（市立第一中学校敷地内 柔剣道場脇駐車場）
- 3 損害賠償額 423,962円
- 4 事故の状況 授業中に生徒が蹴ったボールが窓ガラスを割り、ガラスの破片が駐車中の車両に当たり損傷させたもの。
- 5 示談の内容 令和6年1月17日に「市100%、相手方0%」の責任割合、市の損害賠償額、423,962円で示談が成立しました。

## 酒田市基金条例の一部改正について

### 1 改正の目的

白崎資金調整基金を廃止するため、所要の改正を行うものです。

### 2 改正の概要

酒田駐車ビル敷地の一部に係る賃借料を白崎資金として、酒田市一般会計で受け入れ、国公立大学医学部への進学者に対する奨励金、スポーツ選手の養成、市指定文化財旧白崎医院建物の保存に活用してきました。しかし、土地の借用者である酒田駐車ビル株式会社の破産により、今後新たな資金が入る見込みが無くなったことに加え、これまで一定の奨励等を行ってきたこと、令和5年度に旧白崎医院建物の改修を行ったことなど所期の目的を達成したことにより、白崎資金調整基金を廃止します。

### 3 施行日

令和6年4月1日から施行します。

## 酒田市介護保険介護給付費準備基金条例の一部改正について

### 1 改正の理由

介護保険法の過去の改正により本条例の引用箇所と条ずれが生じているため、所要の改正を行うものです。

### 2 改正内容

条ずれの原因となる介護保険法の改正内容は次のとおりです。

- (1) 「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成 23 年法律第 72 号)により、介護保険法第 115 条の 47 が第 115 条の 48 に改正。
- (2) 「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(平成 26 年法律第 83 号)により、介護保険法第 115 条の 48 が第 115 条の 49 に改正。

### 3 施行期日

公布の日から

## 酒田市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について

### 1 改正理由

県営土地改良事業である庄内砂丘地区農村地域防災減災事業及び備畑地区経営体育成基盤整備事業が完了したことに伴い、所要の改正を行うものです。

### 2 改正内容

#### (1) 別表の改正

別表中

「

庄内砂丘地区農村地域防災減災事業	100分の2
備畑地区経営体育成基盤整備事業	100分の7.5
円能寺・沖地区経営体育成基盤整備事業	100分の7.5

」

を

「

円能寺・沖地区経営体育成基盤整備事業	100分の7.5
--------------------	----------

」

に改めるものです。

#### (2) 別表の改正に伴う文言の整理

第3条第1項中「事業ごと」を「事業に応じ」に改めるものです。

### 3 施行期日

公布の日

令和6年2月13日  
企画部企画調整課作成

## 酒田市総合計画後期計画の変更について

### 1 計画の変更理由

市長所信表明をもとに、酒田市総合計画後期計画の行政経営方針中「施策の戦略的展開」を変更するもの。

### 2 総合計画後期計画の変更概要

行政経営方針（3）施策の戦略的展開について、別添資料1酒田市総合計画3行政経営方針（3）施策の戦略的展開新旧対照表(案)のとおり変更する。

### 3 これまでの経過

- (1) 令和5年12月19日 第2回酒田市総合計画推進本部会議
- (2) 令和5年12月26日 酒田市総合計画意見交換会  
出席者 東北公益文科大学 学長 神田直弥氏（元酒田市総合計画審議会会長）  
東北公益文科大学 公益学部長 三木潤一氏（元行財政部会部会長）  
酒田ユニサイクルケセラ 代表 石黒由香氏（元行財政部会副部会長）  
酒田市自治会連合会連絡協議会 会長 小野英男氏  
酒田市社会福祉協議会 会長 桐澤 聡氏  
酒田商工会議所 副会頭 村上 浩氏
- (3) 令和6年1月5日 第3回酒田市総合計画推進本部会議
- (4) 令和6年1月11日 全議員勉強会
- (5) 令和6年1月17日～令和6年2月5日 パブリックコメント及び庁内パブリックコメント
- (6) 令和6年1月22日 常任委員会及び会派等を通じた意見集約

### 4 総務常任委員会のご意見への対応について

別添資料2総務常任委員会の意見についての回答のとおり。

### 5 パブリックコメントへの対応について

別添資料3酒田市総合計画後期計画の変更に関する意見募集の結果についての回答のとおり。

## 酒田市総合計画3行政経営方針（3）施策の戦略的展開 新旧対照表（案）

新	旧
<p data-bbox="147 260 454 292"><b>（3）施策の戦略的展開</b></p> <p data-bbox="159 331 1099 448">酒田市が直面する多くの課題の主な原因は、急激な人口減少です。そこで、急激な人口減少をできる限り抑制しながら、豊かに安心して暮らせるまちを創るため、次の6項目を主な施策として展開します。</p> <p data-bbox="136 679 860 711"><b>① 若者が就きたいと思う仕事の創出と市民所得の向上</b></p> <p data-bbox="159 722 1099 1086">地方都市における人口減少は、若者、特に女性が仕事の選択肢を求めて都会へ流出していること（社会減）や若者の経済的基盤が弱いことなどにより、若者の結婚・出産が減少していること（自然減）が主な原因です。そこで、「日本一女性が働きやすいまち」の実現を目指しながら、若者が就きたいと思う仕事の創出と市民所得の向上を促します。特に、デジタル関連企業や再生可能エネルギー関連企業（洋上風力発電事業等）の集積に重点的に取り組むとともに、農林水産業の「稼ぐ力」の向上を促します。ローカルSDGsや域内経済好循環に向けた産業の構築を目指します。</p> <p data-bbox="136 1106 591 1137"><b>② 庄内地域外需要（外貨）の獲得</b></p> <p data-bbox="159 1149 1099 1385">生産年齢人口（15歳～64歳人口）の減少に伴う市内の消費（需要）減少を補完するため、外国人を含む観光客の誘客とビジネス需要の創出及び地域産品の移出・輸出を促します。特に、山居倉庫周辺エリアは、観光入込数が市内最多の山居倉庫や地域交流拠点を兼ね備えた移住者向け住宅「TOCHiTO（とちと）」などが集積しているため、観光客の誘客及び移住者と市民の交流の拠点としていきます。</p>	<p data-bbox="1146 260 1453 292"><b>（3）施策の戦略的展開</b></p> <p data-bbox="1158 331 2098 488">基本計画に位置付けした政策・施策は、全て市政発展のためには欠かせないものですが、行政資源が有限であることを踏まえれば、経済社会情勢の変化によっては、教育、防災、福祉などのセーフティネットを確保しつつ、優先順位を見極めていく必要があります。</p> <p data-bbox="1158 499 2098 655">具体的には、人口減少の抑制、1人当たりの市民所得および酒田市に住み続けたいと思う市民の割合の増加に大きく寄与し、かつ、本市の特性を生かした未来への有効な投資となる以下の6つの横断的な項目について、重点的かつ優先的に取り組みます。</p> <p data-bbox="1124 679 1964 711"><b>① 経済と環境の両立による再生可能エネルギー循環都市の実現</b></p> <p data-bbox="1146 722 2098 919">山形県と連携した山形県沖における洋上風力発電事業など環境・景観に配慮した多様な再生可能エネルギー等の導入促進、酒田港の基地港湾指定およびエネルギー関連産業の集積ならびに地域脱炭素化に向けた取り組みにより、今後の成長・発展の糧となる再生可能エネルギー循環都市を実現します。</p> <p data-bbox="1124 1106 1787 1137"><b>② 地域産業の競争力強化による良質な仕事の確保</b></p> <p data-bbox="1158 1149 2098 1345">あらゆる領域における労働生産性の向上に資する設備投資やデジタル化、付加価値の高い成長分野やスタートアップの企業立地、農林水産業の持続可能な成長の推進、域外需要の取り込み、「日本一女性が働きやすいまち」の実現など地域産業の競争力を強化することにより、性別や年代を問わない良質な仕事を確保します。</p>

### ③ 「誰もが主役」となることができる共生社会の実現

職場や地域などあらゆる分野における担い手不足を緩和するため、若者・女性・高齢者・障がい者・外国人等を含むあらゆる市民が職場や地域活動に参画しやすい環境を整えます。また、市民が「社会への参画」と「家庭内のケア労働（家事・育児・介護等）」を両立できるよう、保育・介護等サービスなどの充実を図り、家庭内と地域全体のジェンダー平等意識の啓発を進め、共生社会を実現します。

### ④ 安心して暮らせる地域づくり

子育て・教育・医療・福祉・介護・防災・環境衛生・上下水道などあらゆる生活面において、人口が減少しても住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を整えます。特に、地域の将来を担う子どもを縁（えにし）とした「スクール・コミュニティ<sup>※1</sup>」を拡充し、多様な連携・協働を実践することにより地域の活性化を図るとともに、「こどもまんなか社会<sup>※2</sup>」を実現します。また、福祉総合相談窓口の設置による重層的な支援体制を整備するとともに、「地域包括ケアシステム」を推進します。

### ⑤ デジタル技術の活用

デジタル技術の活用による企業の生産性向上を促します。また、酒田市役所においてもデジタル技術を積極的に活用し、市職員と市民が接する時間の増加につなげるとともに、新たな発想で地域課題の解決を図ります。

### ⑥ 人口減少社会の市民の幸せ（ウェルビーイング）を実現する酒田市

酒田市単独ではなく、庄内地域を含めて「あるものを活かす」、「人を活かす」という発想で政策を立案・実施する酒田市役所を構築します。加えてこれまで以上に子ども・若者・女性・障がい者・高齢者・外国人等の意見を聴き、「市民の幸せ（ウェルビーイング）をどう実現するか」という視点に重点をおき、市民と協働・共創し、行動・実現する行政組織を目指します。

### ③ 公民連携による山居倉庫周辺エリアの魅力と賑わいの創出

消防署跡地における地域交流拠点を兼ね備えた移住者向け住宅の整備「TOCHiTOプロジェクト」や酒田商業高校跡地における商業施設等の民間開発「いろは蔵パークプロジェクト」の具現化、国指定史跡「山居倉庫」の保存活用計画および整備計画の具体化など公民連携のまちづくりにより、山居倉庫周辺エリアの魅力と賑わいを創出します。

### ④ スクール・コミュニティ<sup>※1</sup>の拡充による子どもを縁（えにし）とした地域づくりの推進

子どもを縁（えにし）として地域社会と学校の協働関係をより良好なものとしていく「スクール・コミュニティ」を拡充し、小中一貫教育を進める各中学校区の実態に合わせた多様な連携・協働を実践することにより、担い手不足など課題解決を図りながら地域の活性化につなげます。

### ⑤ 誰もが暮らしやすい共生社会を実現する支援体制の整備

高齢者・障がい者・子どもといった対象者の属性や生活困窮・虐待など困難さを問わず包括的に相談を受け付ける福祉総合相談窓口の設置による重層的な支援体制を整備します。加えて、医療・介護・介護予防・住まい・自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の推進により、誰もが暮らしやすい共生社会を実現します。

### ⑥ デジタル技術の実装による暮らしの利便性向上

デジタル田園都市国家構想を踏まえ、通信インフラの最適化、時間・場所にとらわれず行政サービスを楽しむ仕組みや地域のデジタル変革を後押しする体制の構築、デジタル人材の育成、市民全体のデジタル技術活用力の底上げなどを進め、デジタル技術の実装による暮らしの利便性向上を図ります。

※1 スクール・コミュニティ：学校やそこにおける子どもを”縁”として、地域の大人と教師の関わりや学校と地域社会の協働関係のあり方を、より良好なものにしていこうとする考え方や実践のこと。

※2 こどもまんなか社会：常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を社会の真ん中に据えること。子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする社会のこと。

※3～6 省略（繰り下げ）

※1 スクール・コミュニティ：学校やそこにおける子どもを”縁”として、地域の大人と教師の関わりや学校と地域社会の協働関係のあり方を、より良好なものにしていこうとする考え方や実践のこと。

※2～5 省略



## 総務常任委員会の意見についての回答

(3) 施策の戦略的展開変更 (案)	総務常任委員会として集約した意見	総務常任委員会として集約した参考意見	当該意見の後期計画への反映
<p>① 若者が就きたいと思う仕事の創出と市民所得の向上 地方都市における人口減少は、若者、特に女性が仕事の選択肢を求めて都会へ流出していること（社会減）や若者の経済的基盤が弱いことなどにより、若者の結婚・出産が減少していること（自然減）が主な原因です。そこで、「日本一女性が働きやすいまち」の実現を目指しながら、若者が就きたいと思う仕事の創出と市民所得の向上を促します。具体的には、デジタル関連企業や再生可能エネルギー関連企業等の集積に重点的に取り組むとともに、農林水産業の「稼ぐ力」の向上を促します。脱炭素・ローカルSDGsや域内経済好循環に向けた産業の構築を目指します。</p>	<p>「再生可能エネルギー関連企業等」を「再生可能エネルギー関連企業（洋上風力発電事業等）等」に修正してはどうか。 ※再生可能エネルギー関連企業の中に、洋上風力発電事業も含まれているとは思いますが、今後進められようとしている洋上風力発電事業については強調すべき（文言としては入れるべき）と考える。</p> <p>・「具体的には」を「特に」に修正してはどうか。</p>		<p>【反映】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「具体的には」を「特に」に修正します。</li> <li>●（洋上風力発電事業等）を追加し、等が重複するため（）外の等を削除します。</li> </ul>
<p>⑤ デジタル技術の活用 デジタル技術の活用による企業の生産性向上を促します。また、酒田市役所においてもデジタル技術を積極的に活用し、市職員と市民が接する時間の増加につなげるとともに、新たな発想での地域課題の解決を図ります。</p>	<p>・「新たな発想での」を「新たな発想で」に修正してはどうか。</p>		<p>【反映】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「新たな発想での」を「新たな発想で」に修正します。</li> </ul>
<p>⑥ 人口減少社会の市民の幸せ（ウェルビーイング）を実現する酒田市役所 「あるものを活かす」、「人を活かす」、「（酒田市単独ではなく）庄内地域で考える」という発想で政策を立案・実施する酒田市役所を構築します。また、これまで必ずしも意見を述べる場が十分に確保されていなかった子ども・若者・女性・障がい者等の意見を聴き、「市民の幸せ（ウェルビーイング）をどう実現するか」という視点で考え行動する酒田市役所を構築します。</p>		<p>・意見を述べる場はこれまでも確保してきたことから、例として、以下のような表現としてはどうか。 ⑥ 人口減少社会の市民の幸せ（ウェルビーイング）を実現する酒田市 酒田市単独ではなく、庄内地域を含めてという発想で「あるものを活かす、人を活かす」政策を立案・実施する酒田市役所を構築します。加えてこれまで以上に子ども・若者・女性・障がい者等の意見を聴き、「市民の幸せ（ウェルビーイング）をどう実現するか」という視点に重点をおき、行動・実現する行政組織を目指す。 ※「酒田市役所」を「酒田市」に修正してはどうか。市役所だけにとどまらないのではないか。</p> <p>・「こども・若者・女性・障がい者等」を「こども・若者・女性・障がい者・高齢者・外国人等」に修正してはどうか。</p>	<p>【反映】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●意見を反映し、以下のとおり修正します。</li> <li>⑥ 人口減少社会の市民の幸せ（ウェルビーイング）を実現する酒田市 酒田市単独ではなく、庄内地域を含めて「あるものを活かす」、「人を活かす」という発想で政策を立案・実施する酒田市役所を構築します。加えてこれまで以上に子ども・若者・女性・障がい者・高齢者・外国人等の意見を聴き、「市民の幸せ（ウェルビーイング）をどう実現するか」という視点に重点をおき、市民と協働・共創し、行動・実現する行政組織を目指します。</li> </ul>

## 酒田市総合計画後期計画の変更に関する意見募集の結果について

酒田市総合計画後期計画の変更に関する意見募集を下記のとおり実施しました。

### 1 概要

- (1) 募集期間 令和6年1月17日から令和6年2月5日まで  
 (2) 意見提出者 4名、意見数13件

### 2 寄せられた意見と本市の考え方

No.	ご意見〔前段〕及び本市の考え方〔後段〕
1	<p data-bbox="244 678 485 712">〔ご意見（原文）〕</p> <p data-bbox="244 725 635 759">④安心して暮らせる地域づくり</p> <p data-bbox="244 772 1430 902">結果としてあらゆる世代の暮らしを守るためには、人口減少を抑制しなければならない。スクールコミュニティの拡充や福祉総合相談窓口は、様々な層への支援という意味で重要であるが、施策の戦略的展開であるならば、人口減少抑制を主とした内容としてはいかがか。</p> <p data-bbox="244 916 1430 1189">具体的には、子育て世帯の中でも低所得世帯では税や社会保険料の負担率が高いこと※1、税や社会保険料の再分配が高齢層に偏っていること※2、両親が二人いる世帯に比べひとり親世帯の貧困率が高いこと※3 から、低所得の子育て世帯（ひとり親世帯）の可処分所得を増やすような支援を実現する等のこと。併せて、人口減少抑制に注力するためには、人口減少問題がどのような価値観を持った人にも影響を及ぼす社会全体の問題であることを、市民に発信、理解してもらうことが肝要だと考える。</p> <p data-bbox="300 1202 1101 1236">※1 人口戦略会議「人口ビジョン2100」によせての個人意見</p> <p data-bbox="384 1249 849 1283">人口問題についての意見（翁 百合）</p> <p data-bbox="300 1296 849 1330">※2 所得再分配調査報告書（厚生労働省）</p> <p data-bbox="384 1344 809 1377">令和3年 所得再分配調査報告書</p> <p data-bbox="384 1391 1032 1424">第10表 世帯員の年齢階級別ジニ係数（等価所得）</p> <p data-bbox="300 1438 793 1471">※3 国民生活基礎調査（厚生労働省）</p> <p data-bbox="384 1485 954 1518">2022（令和4）年 国民生活基礎調査の概況</p> <p data-bbox="244 1532 564 1565">図13 貧困率の年次推移</p> <p data-bbox="244 1579 456 1612">〔本市の考え方〕</p> <p data-bbox="244 1641 1430 1915">・④安心して暮らせる地域づくりについて、人口減少抑制を主とした内容とのご意見ですが、人口減少抑制については、①若者が就きたいと思う仕事の創出と市民所得の向上に記載している事から、④の内容について変更は考えておりません。低所得の子育て世帯（ひとり親世帯）の可処分所得を増やすような支援を実現する等については、「子育て・教育・医療・福祉・介護・防災・環境衛生などあらゆる生活面において、人口が減少しても住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を整えます。」に含まれておりますのでご理解をお願いします。</p>

<p>1</p>	<p>〔ご意見（原文）〕</p> <p>⑥人口減少社会の市民の幸せ（ウェルビーイング）を実現する市役所</p> <p>市役所側の「発想」や「視点」をアップデートして行動するという点に重きがおかれているため、いわゆる「行政の無謬性」を強化することにつながるのではないかと懸念がある。あくまでもまちづくりの主役は市民であるため、市民等と市役所の双方向のコミュニケーションがあり、一緒にまちづくりをしていくといった点が重要である。そのためにも、あらためて「対話」や「協働・共創」の視点を文面に盛り込んでいただけないか。</p> <p>〔本市の考え方〕</p> <p>・「対話」や「協働・共創」の視点を文面に盛り込んでいただけないかとのことですが、「協働・共創」の部分について追加し、「市民と協働・共創し、行動・実現する行政組織を目指します。」に改めますので、ご理解をお願いします。</p>
<p>2</p>	<p>〔ご意見（原文）〕</p> <p>本計画の見直しの理由ですが、「令和5年9月6日に矢口市長が就任したことから、後期計画（2023→2027）の行政経営方針（3）施策の戦略的展開について、市長所信表明をもとに見直しを図るものです。」とありますが、令和5年9月に東北公益文科大学公共経営研究所において外部評価として酒田市行政評価（総合計画（前期計画）施策に係る行政評価）が示されましたが、この外部評価についてPDCA マネジメントサイクルを着実に実行することとして本計画の変更【案】に反映されているのでしょうか。この中ではKPIについて具体的に「施策1 市民参加・市民協働の推進 「市政に参画（参加）する機会が増えた、または多いと感じる市民の割合」を設定しているが、「増えた」「多い」の感じ方には個人差があり、曖昧な指標である。この指標に基づき施策の進捗を評価するのは無理があると思われる。」「施策3 子どもの権利の擁護 子どもの貧困に対するKPIや具体的施策も少なく生理用品の配布と学習支援教室の実施、子ども食堂への間接的なバックアップのみである。真に支援を必要としている貧困家庭に適切な支援が行き届いているのか検証すべきである。」「施策1 協働の地域づくりに本方針を考慮したKPIの設定についても検討することが望ましい。」「施策5 建築物の耐震化KPIの設定を検討する必要もあると思われる。」「施策6 飛島の振興現在KPIとして設定している「交流人口の数」では測りることができない島外者の関わりについてどのようなものを想定しているか整理し、目標設定する必要があると考えられる。」「文化芸術の推進は政策4の学びあい、地域とつながる人を育むまちを実現するための施策多様性の尊重や酒田に対する誇りの醸成について、KPIとして設定して必要があると思われる。」と評価されています。</p> <p>〔本市の考え方〕</p> <p>・今回の変更は行政経営方針（3）施策の戦略的展開を変更するものであります。外部評価での意見については、今後の事務事業の実施での反映やKPIの見直しも考えていきたいと思えます。</p>
	<p>〔ご意見（原文）〕</p> <p>Page15①若者が就きたいと思う仕事の創出と市民所得の向上にある脱炭素・ローカルSDGsや域内経済好循環に向けた産業の構築を目指しますとありますが、これは環境省の作成した『「地域循環共生圏」ビジネス実践の手引き ～地域資源を活かした持続可能なビジネス創出・推進のポイント～【脱炭素編】令和4年3月 ビジネスの実践ガイド【全体編】等の』に</p>

2

あるイメージを具体的に産業として創出するとの意味ですか。その他の脱炭素・ローカルSDGsや域内経済好循環に向けた具体的な施策はありますか。

〔本市の考え方〕

・脱炭素・ローカルSDGsや域内経済好循環に向けた産業の構築の具体的な産業ですが、イメージとしては「地域循環共生圏」ビジネス実践の手引き～地域資源を活かした持続可能なビジネス創出・推進のポイント～【脱炭素編】のような企業になろうかと思えます。具体的な施策については、今後検討してまいります。

〔ご意見（原文）〕

page15② 庄内地域外需要（外貨）の獲得生産年齢人口（15歳～64歳人口）の減少に伴う市内の消費（需要）減少を補完するため、外国人を含む観光客の誘客とビジネス需要の創出及び地域産品の移出促します。とありますが、改正高年齢雇用安定法が令和3年4月から施行され65歳（高齢者）までの雇用は義務と更にそれにプラス70歳までの就業確保も努力義務となりました。このことにより65歳以上の70歳までが生産年齢に含まれることも想定されます。また、インバウンドの来日観光客の需要を取り込むことも重要ですが、国内の観光需要も取り込むことも必要と思われませんが、例えば関西圏以西の観光客を誘客等は検討されないのでしょうか。また、関東地方の修学旅行を呼び込むことでリピターとして観光需要の増加につなげる努力は必要ではないですか。みちのくウエストラインの交流や友好都市・姉妹都市との交流事業は継続されているようですが、更に事業の発展することにも取り組んでいただきたい。

〔本市の考え方〕

・国内の観光需要の取り込みについては観光客の誘客に含まれておりますので、ご理解をお願いします。関西圏以西の観光客の誘客や関東地方の修学旅行の呼び込み、みちのくウエストラインの交流や友好都市・姉妹都市との交流事業の発展については、今後の施策の中で検討していきたいと思えます。

〔ご意見（原文）〕

page15③ 「誰もが主役となることができる共生社会の実現」で障がい者を含むあらゆる市民が職場や地域活動に参画しやすい環境を整えますとあります、障がい者・医療的ケアが必要な児童・生徒が地域受入れる教育するインクルーシブ教育を行える環境を整えることが、最初に取り組み及びその体制整備そして環境整備が必要と思われませんが、地域の住民や保護者の理解を得る事業を取組んでいただきたいと思えます。

〔本市の考え方〕

・インクルーシブ教育環境を整えることは同感であり、障がい者・医療的ケアが必要な子ども等がいることが当たり前であると思えるよう、一番最初の教育に力を入れていきたいと思えます。

〔ご意見（原文）〕

page15③ 「誰もが主役となることができる共生社会の実現」の家庭内のジェンダー平等意識とは家庭内の女性の家事負担や育児負担の偏りだと思えますが、若者・女性・高齢者・障がい者・外国人等を含むあらゆる階層の市民がいるというダイバーシティ(多様性)を学校・職場・地域社会で認めることだと想定しますがこのことについて施策でリードしていただきたい。何のためのダイバーシティか？

(出所) 競争戦略としてのダイバーシティ経営(ダイバーシティ2.0)の在り方検討会資料より

2

・競争環境のグローバル化を始めとする市場環境の変化は、企業経営に対して、経営上の不確実性を増大させるとともに、ステークホルダーの多様化をもたらしている。企業は、多様化する顧客ニーズを捉えてイノベーションを生み出すとともに、差し迫る外部環境の変化に対応するため、女性を含む多様な属性、多様な感性・能力・価値観・経験などを持った人材を確保し、それぞれが能力を最大限発揮できるようにする「ダイバーシティ経営」の推進が求められている。

**〔本市の考え方〕**

・誰もがお互いを尊重して支え合い、多様性を相互に認め合える職場・学校・地域づくりを進めてまいります。家庭内のジェンダー平等意識の啓発はその1つの例として、女性活躍の視点で述べているものです。

**〔ご意見（原文）〕**

page15④「安心して暮らせる地域づくり」で特に、地域の将来を担う子どもを縁（えにし）とした「スクール・コミュニティ※1」を拡充し、多様な連携・協働を実践することにより地域の活性化を図るとありますが、他自治体では地域の方にとって愛着のある小学校区を単位としている事例を多いように思えますが、酒田市では世代を超えた人たちが交流できる新しい活動拠点とし、子どもから高齢者までさまざまな世代の交流を促進し、地域のコミュニティ活動をさらに元気にする取り組みであるスクール・コミュニティを場合によっては旧1市3町を超えた中学校区を単位にしているのは何故でしょうか。地域としての愛着のある学校はやはり小学校ではないのですか。

**〔本市の考え方〕**

・現在のように各地区のコミュニティ振興会と近隣の小学校が連携・協働し地域を活性化している姿は、既に「スクール・コミュニティ」の考え方を実践しているものと捉えております。しかし、今後予想される地域人口が減少していく状況においては、地域の輪を中学校区など、より広い範囲に拡大し、連携・協働する対象も様々な公共機関や企業等まで拡充していくことが、地域活性化のために必要となっていくと考えるものです。

**〔ご意見（原文）〕**

page1⑥「人口減少社会の市民の幸せ(ウェルビーイング)を実現する酒田市役所」で「(酒田市単独ではなく)庄内地域で考える」とあります。市民の幸せ(ウェルビーイング)を実現するために「(酒田市単独ではなく)庄内地域で考える」とはその考えを実現するための協議・調整する場合は、既存の組織としてある庄内広域行政組合(構成市町村 鶴岡市・酒田市・三川町・庄内町・遊佐町で次に掲げる事務を広域的に共同処理するために設立された一部事務組合で○広域行政の推進に資する事業の実施及び連絡調整○地方拠点都市地域基本計画の策定、実施及び連絡調整○青果物地方卸売市場の設置、管理運営○食肉流通施設の設置、管理運営○市町職員共同研修の実施があります。)また、庄内開発協議会市町長会議もありますが、「(酒田市単独ではなく)庄内地域で考える」を反映する場合は別の組織を編成するのですか、それとも既存の組織を活用するのでしょうか。

**〔本市の考え方〕**

・庄内地域で考えるの部分で、考えを実現するため協議・調整する場については、新たな組織は考えておらず既存の組織も活用しながら、各市町と協議・調整を図りたいと考えております。

3	<p><b>〔ご意見（原文）〕</b></p> <p>(3)施策の戦略的展開は新旧比較すると、新の方が直面する具体的な問題をわかりやすく書いてあるので良いと思います。ただし、創るだけではなしに事業を安定的に継続・発展させるためにも収支検討する必要があるのでは、以下のように修正してはいかがでしょうか？</p> <p>（修正案）</p> <p>酒田市が直面する多くの課題の主な原因は、急激な人口減少です。そこで、急激な人口減少をできる限り抑制しながら、豊かに安心して暮らせるまちを創り、継続・発展させるため財務基盤を確立しながら、次の6項目を主な施策として展開します。</p> <p><b>〔本市の考え方〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財務基盤については（4）健全な財政基盤の確保、第7章健全な行政経営を推進する酒田に記載していることから、変更せずに現行のとおりとしたいと思いますので、ご理解下さる様お願いします。</li> </ul>
4	<p><b>〔ご意見（原文）〕</b></p> <p>（3）施策の戦略的展開</p> <p>①若者が就きたいと思う仕事の創出と市民所得の向上</p> <p>③「誰もが主役」となることできる共生社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少を抑制する（減少を遅らせる）方法の2つの視点として、結婚前と結婚後の施策に分けられます。</li> </ul> <p>「結婚後」は、いわゆる子育て支援として、国も政策を講じ、全国市町村でも施策が行われていますが、中には現物（現金）支給を行なうなど、生活圏域の中で少ないパイの奪い合う過当競争も散見される状況です。</p> <p>その中で、若い女性の都市への流出を課題として明記し、その課題に取り組むことを計画に掲げることは、「結婚前」施策に取り組むものとして、他の自治体との違いが打ち出された好文と考えます。</p> <p>ただ、その課題解決には、そこに住む市民の意識改革が重要であることは、矢口市長が議会答弁等でも繰り返し述べられております。</p> <p>この意識改革がないところで、他地域の成功事例に倣って行なっても、その成果は上がってこないと考えます。</p> <p>&lt;記載例&gt;</p> <p>① 若者が就きたいと思う仕事の創出と市民所得の向上</p> <p>地方都市における人口減少は、若者、特に女性が仕事の選択肢を求めて都会へ流出し、戻ってこない・新たに移住してこないこと（社会減）や若者の経済的基盤が弱いことなどにより、若者の結婚・出産が減少していること（自然減）が主な原因です。そこで、「日本一女性が働きやすいまち」の実現を目指し、ジェンダーバイアスを克服しながら、若者が就きたいと思う仕事の創出と市民所得の向上を促します。具体的には、デジタル関連企業や再生可能エネルギー関連企業等の集積に重点的に取り組むとともに、農林水産業の「稼ぐ力」の向上を促します。脱炭素・ローカルSDGsや域内経済好循環に向けた産業の構築を目指します。</p> <p><b>〔本市の考え方〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戻ってこない・新たに移住してこないの追加については「都会に流出している」に含んでお</li> </ul>

4

り、ジェンダーバイアスの克服の追加については、③の家庭内のジェンダー平等意識の啓発に含まれておりますので、ご理解をお願いします。

〔ご意見（原文）〕

③「誰もが主役」となることできる共生社会の実現の中に、「～家庭内のジェンダー平等の啓発～」という文言がありますが、啓発だけで変わるものではないことは、近年の状況を見ても自明のところであります。

旧来のやり方に素晴らしい考え方や取り組みもありますが、もはや、それだけでは地域、家族を守っていけないところに来ていることを市民全員で共有していかなければなりません。

「意識改革」を総合計画の戦略的展開に明記することが、今後、様々な施策を考える際の共通認識となるものと考えます。

<記載例>

③「誰もが主役」となることできる共生社会の実現

往年のすばらしい考え方や取り組みだけでは、家族、地域を守っていくことができない状況が迫る中で、職場や社会などあらゆる分野における担い手不足を緩和するため、若者・女性・高齢者・障がい者・外国人等を含むあらゆる市民が地域活動に参画しやすい環境を整えます。また、市民が「社会への参画」と「家庭内のケア労働（家事・育児・介護等）」を両立できるよう、保育・介護等サービスの充実を図り、地域全体の家庭内のジェンダー平等意識の意識改革啓発を進め、共生社会を実現します。

〔本市の考え方〕

・③については、あらゆる市民が職場や地域活動に参画しやすい環境を整えるとしたものです。提案のあった文言を追加するとあらゆる市民が職場への参画の部分と整合性が取れなくなるため、追加しないこととします。また、「地域全体のジェンダー平等の意識改革」との意見ですが、地域全体を加え、「家庭内と地域全体の平等意識の啓発」に改めたいと思いますので、ご理解をお願いします。

〔ご意見（原文）〕

④安心して暮らせる地域づくり

・「子育て・教育・医療・福祉・介護・防災・環境衛生などあらゆる生活面において、人口が減少して住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を整えます。～また、福祉総合相談窓口の設置による重層的な支援体制を整備するとともに、「地域包括ケアシステム」を促進します。」とありますが、その中心的な役割を担う民生委員の充足率が、本市は県内最下位の状況です。

④で掲げているあらゆる生活面を支援する担い手が、特定の市民に偏り、その市民の自己努力のみに頼る状況に限界がきており、このままでは、近々にも加速度的になり手がなくなることが予想されます。

4,000 円の手当（費用弁償）増額の令和6年度予算が上程される予定ではありますが、根本的な解決になるものではありません。対処ではない、早急な施策対応が必要です。

「福祉総合相談窓口」の設置による重層的支援体制の整備や「地域包括ケアシステム」の推進は着実に進める必要がありますが、その体制を担う民生委員の確保は、優先して施策を講じる必要があります。

色々な施策、事業を考える際に、民生委員を担い手とする手法を考え直していかなければ、その職務の多さになり手がなくなります。

4

・そのほかにも地域の伝統（芸能）の継承、消防団、部活動の地域移行などを含めた地域活動の担い手について、その役割分担が偏らず、住民がそれぞれ補完しながら地域社会を維持していく手法を検討することが求められています。

<記載例>

④安心して暮らせる地域づくり

子育て・教育・医療・福祉・介護・防災・環境衛生などあらゆる生活面において、人口が減少して住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を整えます。特に、地域の将来を担う子どもを縁（えにし）とした「スクール・コミュニティ」を拡充し、多様な連携・協働を実践することにより、地域の活性化を図るとともに、「こどもまんなか社会」を実現します。また、福祉総合相談窓口の設置による重層的な支援体制を整備するとともに、「地域包括ケアシステム」の促進とともに、地域を支える担い手の育成と確保に取り組みます。

**【本市の考え方】**

・地域を支える担い手の育成と確保に取り組みの文言の追加については、③「誰もが主役」となることができる共生社会の実現の地域活動に参画しやすい環境を整えますに含まれていることから、追加等せずに現行のとおりとしたいと思います。



令和6年2月13日  
教育委員会学校教育課作成

物品の取得について  
(教師用指導書(小学校及び中学校))

- 1 取得の目的 教師用指導書(小学校及び中学校)の購入
- 2 取得物品 教師用指導書(小学校及び中学校) 約2,564冊
- 3 取得の方法 随意契約による取得
- 4 取得予定総額 4,653万9,240円(単価契約)
- 5 取得の相手方 酒田市みずほ二丁目19番地の10  
株式会社八文字屋みずほ八文字屋  
店長 高橋 和美

## 仮 契 約 書

- 1 契約の目的 教師用指導書の購入【単価契約】【債務負担行為】
- 2 予定数量 2, 564冊
- 3 契約金額 単価契約（予定総額 46, 539, 240円）
- 4 履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

上記について、酒田市長 矢口 明子 と株式会社八文字屋みずほ八文字屋  
店長 高橋 和美 は、地方自治法第96条第1項8号及び酒田市契約及び財  
産に関する条例第3条の規定に基づく酒田市議会の議決（可決）があった後  
に、正規の契約を締結するものとする。

上記仮契約の証として本書1通を作成し双方記名押印の上、これを株式会社  
八文字屋みずほ八文字屋 店長 高橋 和美 が保有する。

令和6年2月1日

発注者 所在地 酒田市本町二丁目2番45号

氏名 酒田市長 矢口 明子

受注者 住所又は所在地 酒田市みずほ二丁目19-10

氏名 株式会社八文字屋みずほ八文字屋

代表者名 店長 高橋 和美

## 教師用指導書の購入【単価契約】【債務負担行為】仕様書

- 1 件 名 教師用指導書の購入【単価契約】【債務負担行為】
- 2 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 3 物品の内容 教師用指導書（小学校及び中学校）
- 4 規格・数量 別紙明細書のとおり
- 5 納 期 前期 令和6年4月19日  
後期 令和6年8月30日  
随時 上記以外で必要数が発生した場合はその都度協議により定める
- 6 納入場所 市内小中学校及び酒田市教育委員会が定める場所
- 7 契 約 小学校及び中学校教師用指導書について単価契約する
- 8 代金の支払 発注者は正当な請求書を受取った日から30日以内に受注者に支払うものとする
- 9 そ の 他 この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議のうえ定めるものとする

令和6年度使用 小学校指導書価格表

種目	発行者 出版社	教科書		書名	価格		
		記号	番号		本体	税10%	
国語(指)	東書	国語	109	新編 あたらしい こくご 一上 教師用指導書 セット		68,000	74,800
	東書	国語	209	新編 新しい 国語 二上 教師用指導書 セット		68,000	74,800
	東書	国語	309	新編 新しい国語 三上 教師用指導書 セット		68,000	74,800
	東書	国語	409	新編 新しい国語 四上 教師用指導書 セット		68,000	74,800
	東書	国語	509	新編 新しい国語 五 教師用指導書 セット		84,000	92,400
	東書	国語	609	新編 新しい国語 六 教師用指導書 セット		84,000	92,400
	東書	国語	109	新編 あたらしい こくご 一上 教師用指導書		18,000	19,800
	東書	国語	110	新編 あたらしい こくご 一下 教師用指導書		18,000	19,800
	東書	国語	209	新編 新しい 国語 二上 教師用指導書		18,000	19,800
	東書	国語	210	新編 新しい 国語 二下 教師用指導書		18,000	19,800
	東書	国語	309	新編 新しい国語 三上 教師用指導書		18,000	19,800
	東書	国語	310	新編 新しい国語 三下 教師用指導書		18,000	19,800
	東書	国語	409	新編 新しい国語 四上 教師用指導書		18,000	19,800
	東書	国語	410	新編 新しい国語 四下 教師用指導書		18,000	19,800
	東書	国語	509	新編 新しい国語 五 教師用指導書		34,000	37,400
	東書	国語	609	新編 新しい国語 六 教師用指導書		34,000	37,400
	東書	国語	109	新編 あたらしい こくご 一上 教師用指導書 指導編		4,000	4,400
	東書	国語	110	新編 あたらしい こくご 一下 教師用指導書 指導編	※	4,000	4,400
	東書	国語	209	新編 新しい 国語 二上 教師用指導書 指導編		4,000	4,400
	東書	国語	210	新編 新しい 国語 二下 教師用指導書 指導編	※	4,000	4,400
	東書	国語	309	新編 新しい国語 三上 教師用指導書 指導編		4,000	4,400
	東書	国語	310	新編 新しい国語 三下 教師用指導書 指導編	※	4,000	4,400
	東書	国語	409	新編 新しい国語 四上 教師用指導書 指導編		4,000	4,400
	東書	国語	410	新編 新しい国語 四下 教師用指導書 指導編	※	4,000	4,400
東書	国語	509	新編 新しい国語 五 教師用指導書 指導編		7,000	7,700	
東書	国語	609	新編 新しい国語 六 教師用指導書 指導編		7,000	7,700	
東書	国語	109~609	新編 新しい国語 教師用指導書 読書指導のてびき		3,800	4,180	
書写(指)	東書	書写	106	新編 あたらしい しょしゃ 一 教師用指導書 セット		15,000	16,500
	東書	書写	206	新編 新しい しょしゃ 二 教師用指導書 セット		15,000	16,500
	東書	書写	306	新編 新しい 書写 三 教師用指導書 セット		15,000	16,500
	東書	書写	406	新編 新しい 書写 四 教師用指導書 セット		15,000	16,500
	東書	書写	506	新編 新しい 書写 五 教師用指導書 セット		15,000	16,500
	東書	書写	606	新編 新しい 書写 六 教師用指導書 セット		15,000	16,500
社会(指)	東書	社会	305	新編 新しい社会 3 教師用指導書 セット		31,000	34,100
	東書	社会	405	新編 新しい社会 4 教師用指導書 セット		35,000	38,500
	東書	社会	505	新編 新しい社会 5 上 教師用指導書 セット		62,000	68,200
	東書	社会	605	新編 新しい社会 6 政治・国際編 教師用指導書 セット		62,000	68,200
	東書	社会	305	新編 新しい社会 3 教師用指導書		11,000	12,100
	東書	社会	405	新編 新しい社会 4 教師用指導書		15,000	16,500
	東書	社会	505	新編 新しい社会 5 上 教師用指導書		12,000	13,200
	東書	社会	506	新編 新しい社会 5 下 教師用指導書	※	12,000	13,200
	東書	社会	605	新編 新しい社会 6 政治・国際編 教師用指導書		12,000	13,200

令和6年度使用 小学校指導書価格表

種目	発行者 出版社	教科書		書名	価格		
		記号	番号		本体	税10%	
	東書	社会	606	新編 新しい社会 6 歴史編 教師用指導書		13,000	14,300
	東書	社会	305	新編 新しい社会 3 教師用指導書 指導編		6,500	7,150
	東書	社会	405	新編 新しい社会 4 教師用指導書 指導編		8,500	9,350
	東書	社会	505	新編 新しい社会 5 上 教師用指導書 指導編		6,500	7,150
	東書	社会	506	新編 新しい社会 5 下 教師用指導書 指導編	※	7,000	7,700
	東書	社会	605	新編 新しい社会 6 政治・国際編 教師用指導書 指導編		5,000	5,500
	東書	社会	606	新編 新しい社会 6 歴史編 教師用指導書 指導編		8,000	8,800
地図(指)	帝国	地図	304	楽しく学ぶ小学生の地図帳指導書 指導者用デジタル教科書(教材)クラウド版付き		58,000	63,800
	帝国	地図	304	楽しく学ぶ小学生の地図帳指導書 指導者用デジタル教科書(教材)アプリ版付き		56,000	61,600
	帝国	地図	304	楽しく学ぶ小学生の地図帳指導書書籍単体版		16,000	17,600
算数(指)	学図	算数	116	【デジタル教科書同梱版】 みんなとまなぶ しょうがっこうさんすう 1ねん上 教師用指導書		75,000	82,500
	学図	算数	116	みんなとまなぶ しょうがっこうさんすう 1ねん上 教師用指導書		15,000	16,500
	学図	算数	117	みんなとまなぶ しょうがっこうさんすう 1ねん下 教師用指導書		13,000	14,300
	学図	算数	216	【デジタル教科書同梱版】 みんなと学ぶ 小学校算数 2年上 教師用指導書		78,000	85,800
	学図	算数	216	みんなと学ぶ 小学校算数 2年上 教師用指導書		18,000	19,800
	学図	算数	217	みんなと学ぶ 小学校算数 2年下 教師用指導書		16,000	17,600
	学図	算数	316	【デジタル教科書同梱版】 みんなと学ぶ 小学校算数 3年上 教師用指導書		78,000	85,800
	学図	算数	316	みんなと学ぶ 小学校算数 3年上 教師用指導書		18,000	19,800
	学図	算数	317	みんなと学ぶ 小学校算数 3年下 教師用指導書		16,000	17,600
	学図	算数	416	【デジタル教科書同梱版】 みんなと学ぶ 小学校算数 4年上 教師用指導書		78,000	85,800
	学図	算数	416	みんなと学ぶ 小学校算数 4年上 教師用指導書		18,000	19,800
	学図	算数	417	みんなと学ぶ 小学校算数 4年下 教師用指導書		16,000	17,600
	学図	算数	516	【デジタル教科書同梱版】 みんなと学ぶ 小学校算数 5年上 教師用指導書		78,000	85,800
	学図	算数	516	みんなと学ぶ 小学校算数 5年上 教師用指導書		18,000	19,800
	学図	算数	517	みんなと学ぶ 小学校算数 5年下 教師用指導書		16,000	17,600
	学図	算数	616/617	【デジタル教科書同梱版】 みんなと学ぶ 小学校算数 6年 教師用指導書		89,000	97,900
	学図	算数	616/617	みんなと学ぶ 小学校算数 6年 教師用指導書		29,000	31,900
	学図	算数	116	みんなとまなぶ しょうがっこうさんすう 1ねん上 教師用指導書 朱書編		4,000	4,400
	学図	算数	117	みんなとまなぶ しょうがっこうさんすう 1ねん下 教師用指導書 朱書編		4,000	4,400
	学図	算数	216	みんなと学ぶ 小学校算数 2年上 教師用指導書 朱書編		6,000	6,600
	学図	算数	217	みんなと学ぶ 小学校算数 2年下 教師用指導書 朱書編		6,000	6,600
	学図	算数	316	みんなと学ぶ 小学校算数 3年上 教師用指導書 朱書編		6,000	6,600
	学図	算数	317	みんなと学ぶ 小学校算数 3年下 教師用指導書 朱書編		6,000	6,600
	学図	算数	416	みんなと学ぶ 小学校算数 4年上 教師用指導書 朱書編		6,000	6,600
	学図	算数	417	みんなと学ぶ 小学校算数 4年下 教師用指導書 朱書編		6,000	6,600
	学図	算数	516	みんなと学ぶ 小学校算数 5年上 教師用指導書 朱書編		6,000	6,600
	学図	算数	517	みんなと学ぶ 小学校算数 5年下 教師用指導書 朱書編		6,000	6,600
学図	算数	616	みんなと学ぶ 小学校算数 6年 教師用指導書 朱書編		8,500	9,350	
学図	算数	617	みんなと学ぶ 小学校算数 6年別冊 中学校へのかけ橋 教師用指導書 朱書編		2,000	2,200	
理科(指)	東書	理科	307	新編 新しい理科 3 教師用指導書 セット		71,000	78,100
	東書	理科	407	新編 新しい理科 4 教師用指導書 セット		71,000	78,100

令和6年度使用 小学校指導書価格表

種 目	発行者 出版社	教科書		書 名	価 格		
		記 号	番 号		本 体	税10%	
	東書	理科	507	新編 新しい理科 5 教師用指導書 セット		71,000	78,100
	東書	理科	607	新編 新しい理科 6 教師用指導書 セット		71,000	78,100
	東書	理科	307	新編 新しい理科 3 教師用指導書		21,000	23,100
	東書	理科	407	新編 新しい理科 4 教師用指導書		21,000	23,100
	東書	理科	507	新編 新しい理科 5 教師用指導書		21,000	23,100
	東書	理科	607	新編 新しい理科 6 教師用指導書		21,000	23,100
	東書	理科	307	新編 新しい理科 3 教師用指導書 指導編(朱書)		7,000	7,700
	東書	理科	407	新編 新しい理科 4 教師用指導書 指導編(朱書)		7,000	7,700
	東書	理科	507	新編 新しい理科 5 教師用指導書 指導編(朱書)		7,000	7,700
	東書	理科	607	新編 新しい理科 6 教師用指導書 指導編(朱書)		7,000	7,700
生活(指)	啓林館	生活	129/130	せいかつ 指導書 第1部 総説		4,500	4,950
	啓林館	生活	129	わくわくせいかつ 上 指導書 第2部 詳説		28,000	30,800
	啓林館	生活	130	いきいきせいかつ 下 指導書 第2部 詳説	※	28,000	30,800
音楽(指)	教出	音楽	103/203 303/403 503/603	小学音楽 音楽のおくりもの教師用指導書 総説編		5,000	5,500
	教出	音楽	103	小学音楽 音楽のおくりもの 1 教師用指導書<セット>		66,100	72,710
	教出	音楽	203	小学音楽 音楽のおくりもの 2 教師用指導書<セット>		66,100	72,710
	教出	音楽	303	小学音楽 音楽のおくりもの 3 教師用指導書<セット>		69,700	76,670
	教出	音楽	403	小学音楽 音楽のおくりもの 4 教師用指導書<セット>		69,700	76,670
	教出	音楽	503	小学音楽 音楽のおくりもの 5 教師用指導書<セット>		69,700	76,670
	教出	音楽	603	小学音楽 音楽のおくりもの 6 教師用指導書<セット>		69,700	76,670
	教出	音楽	103	小学音楽 音楽のおくりもの 1 教師用指導書 朱書編		5,000	5,500
	教出	音楽	203	小学音楽 音楽のおくりもの 2 教師用指導書 朱書編		5,000	5,500
	教出	音楽	303	小学音楽 音楽のおくりもの 3 教師用指導書 朱書編		5,000	5,500
	教出	音楽	403	小学音楽 音楽のおくりもの 4 教師用指導書 朱書編		5,000	5,500
	教出	音楽	503	小学音楽 音楽のおくりもの 5 教師用指導書 朱書編		5,000	5,500
	教出	音楽	603	小学音楽 音楽のおくりもの 6 教師用指導書 朱書編		5,000	5,500
	教出	音楽	103	小学音楽 音楽のおくりもの 1 教師用指導書 伴奏編		4,500	4,950
	教出	音楽	203	小学音楽 音楽のおくりもの 2 教師用指導書 伴奏編		4,500	4,950
	教出	音楽	303	小学音楽 音楽のおくりもの 3 教師用指導書 伴奏編		4,500	4,950
	教出	音楽	403	小学音楽 音楽のおくりもの 4 教師用指導書 伴奏編		4,500	4,950
	教出	音楽	503	小学音楽 音楽のおくりもの 5 教師用指導書 伴奏編		4,500	4,950
	教出	音楽	603	小学音楽 音楽のおくりもの 6 教師用指導書 伴奏編		4,500	4,950
	教出	音楽	103	小学音楽 音楽のおくりもの 1 教師用指導書 表現 CD		8,700	9,570
	教出	音楽	203	小学音楽 音楽のおくりもの 2 教師用指導書 表現 CD		8,700	9,570
	教出	音楽	303	小学音楽 音楽のおくりもの 3 教師用指導書 表現 CD		8,700	9,570
	教出	音楽	403	小学音楽 音楽のおくりもの 4 教師用指導書 表現 CD		8,700	9,570
	教出	音楽	503	小学音楽 音楽のおくりもの 5 教師用指導書 表現 CD		8,700	9,570
	教出	音楽	603	小学音楽 音楽のおくりもの 6 教師用指導書 表現 CD		8,700	9,570
	教出	音楽	103	小学音楽 音楽のおくりもの 1 教師用指導書 鑑賞 CD		3,600	3,960
	教出	音楽	203	小学音楽 音楽のおくりもの 2 教師用指導書 鑑賞 CD		3,600	3,960
	教出	音楽	303	小学音楽 音楽のおくりもの 3 教師用指導書 鑑賞 CD		7,200	7,920
	教出	音楽	403	小学音楽 音楽のおくりもの 4 教師用指導書 鑑賞 CD		7,200	7,920
	教出	音楽	503	小学音楽 音楽のおくりもの 5 教師用指導書 鑑賞 CD		7,200	7,920
教出	音楽	603	小学音楽 音楽のおくりもの 6 教師用指導書 鑑賞 CD		7,200	7,920	

令和6年度使用 小学校指導書価格表

種 目	発行者 出版社	教科書		書 名	価 格	
		記 号	番 号		本 体	税10%
図工(指)	日文	図工	107	ずがこうさく1・2 上 まるごと たのしもう 教師用指導書	33,000	36,300
	日文	図工	108	ずがこうさく1・2 下 まるごと たのしもう 教師用指導書	33,000	36,300
	日文	図工	307	図画工作3・4 上 ためす 見つける 教師用指導書	33,000	36,300
	日文	図工	308	図画工作3・4 下 ためす 見つける 教師用指導書	33,000	36,300
	日文	図工	507	図画工作5・6 上 わたしとひびき合う 教師用指導書	33,000	36,300
	日文	図工	508	図画工作5・6 下 わたしとひびき合う 教師用指導書	33,000	36,300
	日文	図工	107/108	ずがこうさく1・2 上/1・2 下 教師用指導書 アート・カード1 セット	3,600	3,960
	日文	図工	307/308	図画工作3・4 上/3・4 下 教師用指導書 アート・カード1 セット	3,600	3,960
家庭(指)	東書	家庭	503	新編 新しい家庭 5・6 教師用指導書 (1)	40,000	44,000
	東書	家庭	503	新編 新しい家庭 5・6 教師用指導書 (2)	20,000	22,000
	東書	家庭	503	新編 新しい家庭 5・6 教師用指導書 指導編	5,000	5,500
保健(指)	東書	保健	306	新編 新しいほけん 3・4 教師用指導書 セット	30,000	33,000
	東書	保健	506	新編 新しい保健 5・6 教師用指導書 セット	35,000	38,500
英語(指)	光村	英語	516	Here We Go! 5 Teacher's Manual 学習指導書セット	32,000	35,200
	光村	英語	616	Here We Go! 6 Teacher's Manual 学習指導書セット	32,000	35,200
	光村	英語	516	Here We Go! 5 Teacher's Book (朱書)	7,000	7,700
	光村	英語	616	Here We Go! 6 Teacher's Book (朱書)	7,000	7,700
	光村	英語	516	Here We Go! 5 Teacher's Book [English Version] (英語版朱書)	7,000	7,700
	光村	英語	616	Here We Go! 6 Teacher's Book [English Version] (英語版朱書)	7,000	7,700
道徳(指)	学研	道徳	118	新版 みんなのどうとく 1 教師用指導書セット	36,000	39,600
	学研	道徳	218	新版 みんなのどうとく 2 教師用指導書セット	36,000	39,600
	学研	道徳	318	新版 みんなのどうとく 3 教師用指導書セット	36,000	39,600
	学研	道徳	418	新版 みんなの道徳 4 教師用指導書セット	36,000	39,600
	学研	道徳	518	新版 みんなの道徳 5 教師用指導書セット	36,000	39,600
	学研	道徳	618	新版 みんなの道徳 6 教師用指導書セット	36,000	39,600
	学研	道徳	118	新版 みんなのどうとく 1 教師用指導書 指導編(朱書)	6,000	6,600
	学研	道徳	218	新版 みんなのどうとく 2 教師用指導書 指導編(朱書)	6,000	6,600
	学研	道徳	318	新版 みんなのどうとく 3 教師用指導書 指導編(朱書)	6,000	6,600
	学研	道徳	418	新版 みんなの道徳 4 教師用指導書 指導編(朱書)	6,000	6,600
	学研	道徳	518	新版 みんなの道徳 5 教師用指導書 指導編(朱書)	6,000	6,600
	学研	道徳	618	新版 みんなの道徳 6 教師用指導書 指導編(朱書)	6,000	6,600
	学研	道徳	118/218 318/418 518/618	新版 みんなの道徳 1～6 教師用指導書 掲示資料	6,000	6,600

令和6年度使用 中学校指導書価格表

種 目	発行者 出版社	教科書		書 名	価 格	
		記 号	番 号		本 体	税10%
国語(指)	光村図書	国語	704 804 904	中学校国語 学習指導書 総説編	6,000	6,600
	光村図書	国語	704	中学校国語 学習指導書 1 (上・下/「読むこと」朗読音声/QRコード収録動画/ 本文テキスト・振り仮名付き教科書紙面PDF付)	31,500	34,650
	光村図書	国語	804	中学校国語 学習指導書 2 (上・下/「読むこと」朗読音声/QRコード収録動画/ 本文テキスト・振り仮名付き教科書紙面PDF付)	31,500	34,650
	光村図書	国語	904	中学校国語 学習指導書 3 (上・下/「読むこと」朗読音声/QRコード収録動画/ 本文テキスト・振り仮名付き教科書紙面PDF付)	31,500	34,650
	光村図書	国語	704	国語 1 教師用指導書(朱書)	6,500	7,150
	光村図書	国語	804	国語 2 教師用指導書(朱書)	6,500	7,150
	光村図書	国語	904	国語 3 教師用指導書(朱書)	6,500	7,150
書写(指)	光村図書	書写	704	中学書写 学習指導書 一・二・三年 (朱書編/本編/硬筆ワークシート/毛筆原寸大資料/指導者用デジタル 教材<DVD-ROM>/半紙手本作成ソフト<DVD-ROM>)	18,000	19,800
地理(指)	帝国書院	地理	703	社会科 中学生の地理 世界の姿と日本の国土 指導書	15,000	16,500
歴史(指)	帝国書院	歴史	707	社会科 中学生の歴史 日本の歩みと世界の動き 指導書	15,000	16,500
公民(指)	帝国書院	公民	903	社会科 中学生の公民 よりよい社会を目指して 指導書	13,000	14,300
地図(指)	帝国書院	地図	702	中学校社会科地図 指導書	14,000	15,400
数学(指)	大日本図書	数学	702	数学の世界1 教師用指導書	22,000	24,200
	大日本図書	数学	802	数学の世界2 教師用指導書	22,000	24,200
	大日本図書	数学	902	数学の世界3 教師用指導書	22,000	24,200
理科(指)	啓林館	理科	705 805 905	未来へひろがるサイエンス 指導書 第1部 総説・総説・別冊 安全ハンドブック(動画集CD-ROM付)	9,500	10,450
	啓林館	理科	705	未来へひろがるサイエンス1 指導書 第2部 詳説・詳説・別冊 観察・実験編・別冊 探Qサポート編・付録 指導に役立つデジタルデータ集(DVD-ROM)	23,000	25,300
	啓林館	理科	805	未来へひろがるサイエンス2 指導書 第2部 詳説・詳説・別冊 観察・実験編・別冊 探Qサポート編・付録 指導に役立つデジタルデータ集(DVD-ROM)	23,000	25,300
	啓林館	理科	905	未来へひろがるサイエンス3 指導書 第2部 詳説・詳説・別冊 観察・実験編・別冊 探Qサポート編・付録 指導に役立つデジタルデータ集(DVD-ROM)	23,000	25,300
音楽(指)	教育芸術社	音楽	702	中学生の音楽 1 指導書《フルセット》 (ブックセット/指導用CD/合唱練習用CD/鑑賞用CD/ 授業支援DVD/指導者用デジタル教科書(教材))	46,000	50,600
	教育芸術社	音楽	803	中学生の音楽 2・3 上 指導書《フルセット》 (ブックセット/指導用CD/合唱練習用CD/鑑賞用CD/ 授業支援DVD/指導者用デジタル教科書(教材))	46,000	50,600
	教育芸術社	音楽	804	中学生の音楽 2・3 下 指導書《フルセット》 (ブックセット/指導用CD/合唱練習用CD/鑑賞用CD/ 授業支援DVD/指導者用デジタル教科書(教材))	48,500	53,350
器楽(指)	教育芸術社	器楽	752	中学生の器楽 指導書《フルセット》 (ブックセット/指導用CD/授業支援DVD/ 指導者用デジタル教科書(教材))	24,500	26,950



令和6年度使用 中学校指導書価格表

種目	発行者 出版社	教科書		書名	価格	
		記号	番号		本体	税10%
美術(指)	日本 文教出版	美術	703	美術 1 教師用指導書 (朱書編/研究・指導編/指導者用デジタル教材(DVD-ROM)/ 大判掛図, 大判鑑賞画/年間指導計画案(評価規準の参考事例))	32,000	35,200
	日本 文教出版	美術	803	美術 2・3 上 教師用指導書 (朱書編/研究・指導編/指導者用デジタル教材(DVD-ROM)/ 大判掛図, 大判鑑賞画/年間指導計画案(評価規準の参考事例))	32,000	35,200
	日本 文教出版	美術	804	美術 2・3 下 教師用指導書 (朱書編/研究・指導編/指導者用デジタル教材(DVD-ROM)/ 大判掛図, 大判鑑賞画/年間指導計画案(評価規準の参考事例))	32,000	35,200
保体(指)	東京書籍	保健体育	701	新しい保健体育 教師用指導書 指導編(朱書), 研究編[3分冊], 付属DVD-ROM, 指導者用デジタルブック, 指導者用デジタルブック(インストーラー無し版)	32,000	35,200
技術(指)	開隆堂	技術	704	技術・家庭 学習指導書 技術分野 ①指導計画・評価編②実践編(朱書)③内容編4分冊(「材料と加工の技 術」「生物育成の技術」「エネルギー変換の技術」「情報の技術」)④指導事 例編⑤入門編⑥指導者用デジタル教科書(教材)・デジタルデータ編	58,000	63,800
家庭(指)	教育図書	家庭	702	New技術・家庭 家庭分野 師用指導書 ・授業実践編・指導計画・評価計画編・テスト・ワークシート編・教材研究編 ・掲示資料・サポートCD-ROM・指導者用デジタル教科書(教材)CD-ROM	52,000	57,200
英語(指)	東京書籍	英語	701	NEW HORIZON English Course 1 Teacher's Manual フルセット版 (解説編, 指導編[2分冊], ワークシート編[3分冊], CD/DVD-ROM編, 指導者用デジタルブック, 指導者用デジタルブック(インストーラー無し版), Teacher's Book(朱書))	78,000	85,800
	東京書籍	英語	801	NEW HORIZON English Course 2 Teacher's Manual フルセット版 (解説編, 指導編, ワークシート編[3分冊], CD/DVD-ROM編, 指導者用 デジタルブック, 指導者用デジタルブック(インストーラー無し版), Teacher's Book(朱書))	78,000	85,800
	東京書籍	英語	901	NEW HORIZON English Course 3 Teacher's Manual フルセット版 (解説編, 指導編, ワークシート編[3分冊], CD/DVD-ROM編, 指導者用 デジタルブック, 指導者用デジタルブック(インストーラー無し版), Teacher's Book(朱書))	78,000	85,800
道徳(指)	東京書籍	道徳	701	新訂 新しい道徳 1 教師用指導書 (指導編(朱書), 研究編, ワークシート編, 指導者用デジタルブック, 指導 者用デジタルブック(インストーラー無し版), 研究編DVD-ROM, 朗読CD, ホワイトボード用ペン)	28,000	30,800
	東京書籍	道徳	801	新訂 新しい道徳 2 教師用指導書 (指導編(朱書), 研究編, ワークシート編, 指導者用デジタルブック, 指導 者用デジタルブック(インストーラー無し版), 研究編DVD-ROM, 朗読CD, ホワイトボード用ペン)	28,000	30,800
	東京書籍	道徳	901	新訂 新しい道徳 3 教師用指導書 (指導編(朱書), 研究編, ワークシート編, 指導者用デジタルブック, 指導 者用デジタルブック(インストーラー無し版), 研究編DVD-ROM, 朗読CD, ホワイトボード用ペン)	28,000	30,800

令和6年2月13日  
市民部まちづくり推進課作成

## 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

### (1) 計画変更の理由

飛島辺地及び日向辺地に係る公共的施設の総合整備計画は、令和3年度から令和7年度までを計画期間として策定したものであるが、整備計画に定めた事業について辺地対策事業債が事業主体ごとに予定額の範囲を超える場合や新たな施設整備を行う場合などに、計画を変更することとなっている。

今回の変更は、整備計画への事業の追加と事業費の増額を行うものであり、議会の議決を要するものである。

### (2) 計画変更の概要

#### ①【飛島辺地】

区分	事業名	概要
事業費の増額	とびしまマリンプラザ管理運営事業	とびしまマリンプラザ施設内の雨漏り修繕工事事業費の増額変更。

#### ②【日向辺地】

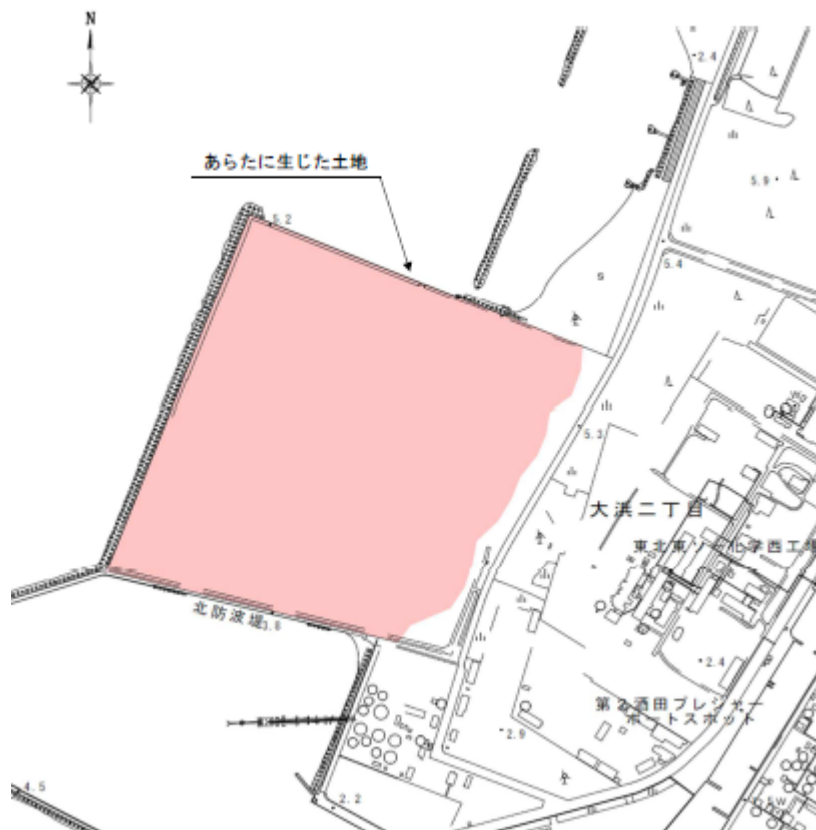
区分	事業名	概要
事業の追加	烏海山荘空調更新事業	湯ノ台温泉烏海山荘の空調機器老朽化に伴う更新。

### (3) 日程

- 県知事との計画変更の協議 2月2日
- 県知事の同意 2月5日
- 県知事への計画変更書類の提出 3月上旬

## あらたに生じた土地の確認について（酒田港外港地区）

### 1 位置



2 面積 343,155.05平方メートル

### 3 概要

酒田港外港地区における公有水面埋立工事が令和6年1月に竣工したことから、あらたに生じた土地を確認するため、地方自治法第9条の5第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

### 4 あらたに生じた土地の確認の根拠法令

地方自治法

発 令：昭和22年4月17日法律第67号

最終改正：令和5年12月20日法律第89号

[あらたに生じた土地の確認]

第九条の五 市町村の区域内にあらたに土地を生じたときは、市町村長は、当該市町村の議会の議決を経てその旨を確認し、都道府県知事に届け出なければならない。

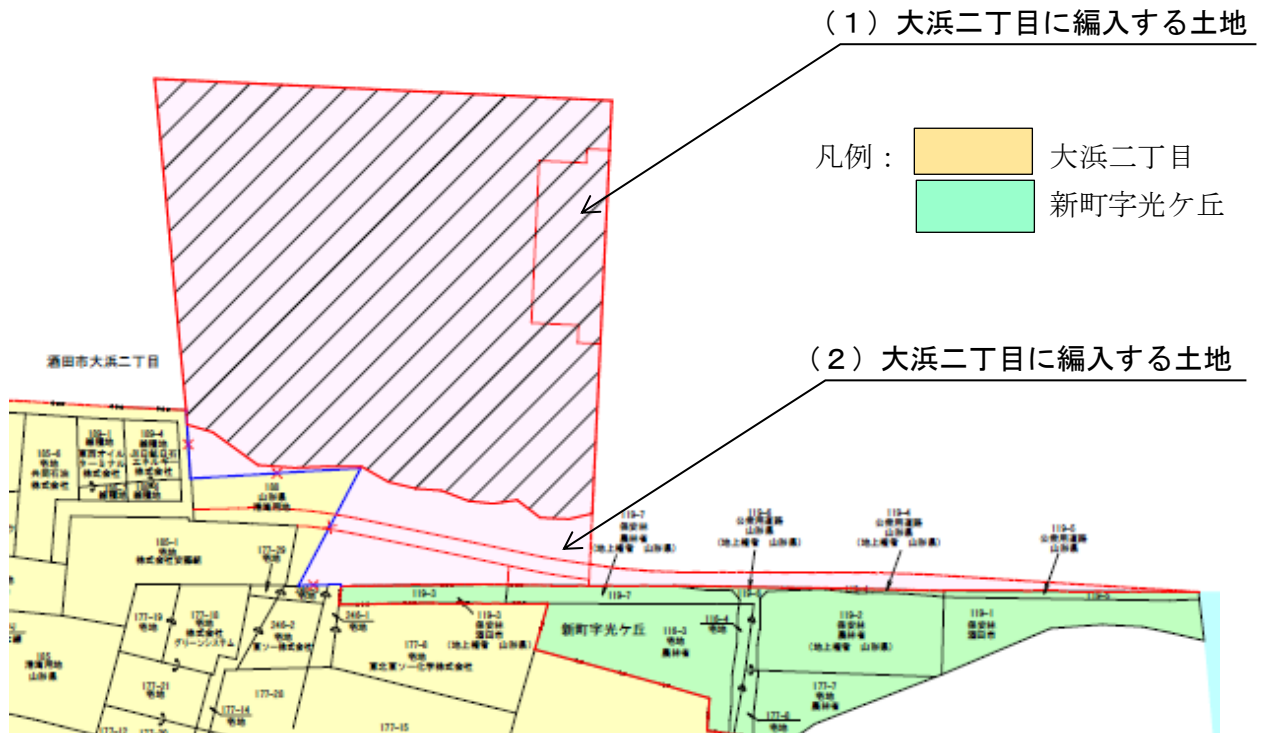
5 今後の公有水面埋立に関するスケジュール

法：公有水面埋立法

項目		担当	時期	備考		
港湾計画 一部変更	地方港湾審議会		9月8日(金)	●港湾法第3条の3第3項		
	交通政策審議会		10月30日(月)	●港湾法第3条の3第5項		
	大臣より通知		11月17日(金)	●港湾法第3条の3第7項		
	港湾管理者による告示		12月8日(金)	●港湾法第3条の3第9,10項		
埋立免許変更 ・用途 ・設計の概要	市と議案調整開始	●	整備	10月中旬	議会の1.5ヶ月前が目安	
	出願人	申請	整備	11月8日(水)	●法第13条ノ2第1項	
	免許権者	形式審査		行政	11月8日(水)	
		市長へ意見聴取		行政	11月14日(火)	●法第3条第1項 (12/22まで)
		関係機関協議		行政	11月14日(火)	法規定なし (12/22まで)
		告示		行政	12月8日(金)	●法第3条第1項
		縦覧		行政	12月8日(金)～ 12月28日(木)	●法第3条第1項 (県庁・事務所)
		●市議会 議決	↓	市	11月30日(木) 12月15日(金)	●法第3条第4項
		内容審査		行政	12月28日(木)	●法第4条第1項 ※港湾計画と整合
		変更許可		行政	1月16日(火)	●法第13条ノ2
		告示		行政	1月16日(火)	●法第11条
埋立竣工		出願人	申請	整備	1月16日(火)	●法第22条第1項
	免許権者	竣工検査	行政	1月17日(火)		
		竣工認可	行政	1月22日(月)		
		告示、市長へ送付	行政	2月6日(火)	●法第22条第2項	
		市で閲覧(10年間)	市	2月6日(火)	●法第22条第3項	
土地化	市と議案調整開始	●	整備	1月17日(水)～	議会の1.5ヶ月前が目安	
	●市議会 議決	↓	市	2月下旬	●地方自治法第9条の5 ●地方自治法第260条 ・あらたに生じた土地の確認 ・字の区域の区域の変更	
	市告示		市	3月上旬		
	表示登記		事務所	R6.3～4月	直轄工事着手まで	
維持管理	維持管理計画書の作成	事務所				
売却	直轄岸壁の用地売却	行政	R6.6月	6月県議会		

### 字の区域の変更について（酒田港外港地区）

#### 1 位置



#### 2 概要

公有水面の埋立てによりあらたに生じた土地等について、隣接する大浜二丁目に編入するため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

#### 3 字の区域の変更の根拠法令

地方自治法

発 令：昭和22年4月17日法律第67号

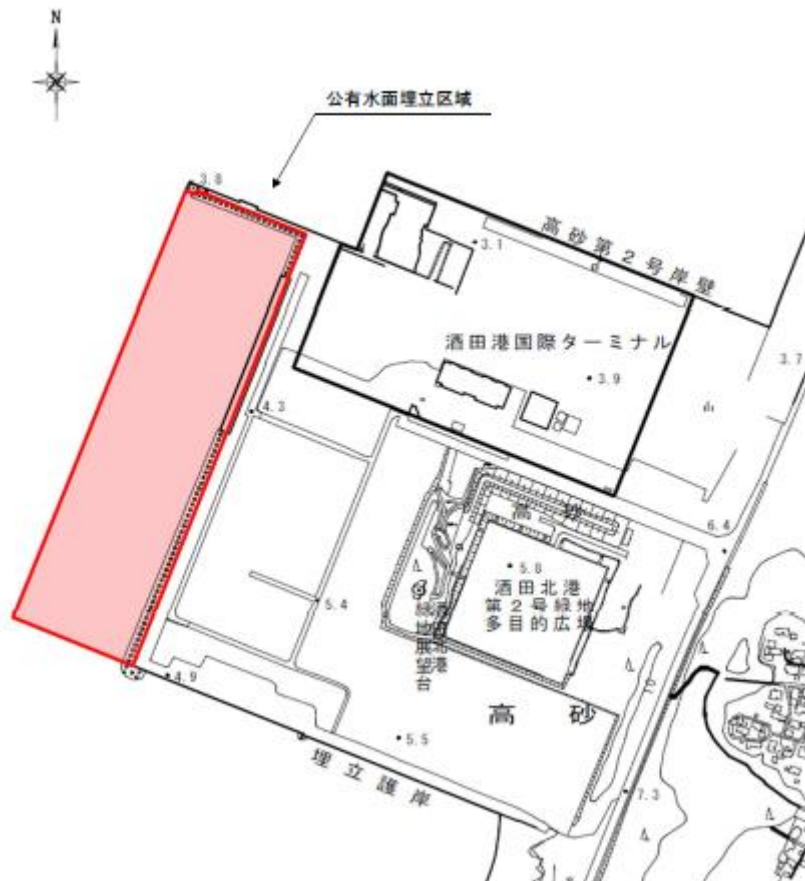
最終改正：令和5年12月20日法律第89号

[市町村区域内の町又は字の区域]

第二百六十条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

## 公有水面埋立ての免許に係る意見について（酒田港外港地区）

### 1 位置



### 2 面積

115,746.12平方メートル

### 3 埋立地の用途

作業基地用地

### 4 概要

酒田港における水域施設計画による浚渫土砂及び既存施設の維持に係る浚渫土砂の発生に伴い、外港地区高砂の地先公有水面において埋立地を造成し、浚渫土砂の処分を行うとともに、造成後の埋立地を浚渫土砂の陸上活用に向けた作業基地として利用するものです。そのため、公有水面埋立ての免許について、公有水面埋立法第3条第1項の規定により、酒田港港湾管理者の長山形県知事から意見を聴取されたので、異議のない旨の意見書を提出するにあたり、同法第3条第4項の規定により、議会の議決を求めるものです。

5 公有水面埋立ての免許の根拠法令

公有水面埋立法

発令 : 大正 10 年 4 月 9 日法律第 57 号

最終改正 : 令和 4 年 6 月 17 日号外法律第 68 号

[書面等の縦覧及び意見の徴取]

第三条 都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願アリタルトキハ遅滞ナク其ノ事件ノ要領ヲ告示スルトトモニ前条第二項各号ニ掲グル事項ヲ記載シタル書面及関係図書ヲ其ノ告示ノ日ヨリ起算シ三週間公衆ノ縦覧ニ供シ且期限ヲ定メテ地元市町村長ノ意見ヲ徴スベシ但シ其ノ出願ガ却下セラルベキモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

②都道府県知事前項ノ告示ヲ為シタルトキハ遅滞ナク其ノ旨ヲ関係都道府県知事ニ通知スベシ

③第一項ノ告示アリタルトキハ其ノ埋立ニ関シ利害関係ヲ有スル者ハ同項ノ縦覧期間満了ノ日迄都道府県知事ニ意見書ヲ提出スルコトヲ得

④市町村長第一項ノ規定ニ依リ意見ヲ述べムトスルトキハ議会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

6 今後の公有水面埋立に関するスケジュール

法：公有水面埋立法

項目		担当	時期	備考	
港湾計画 一部変更	地方港湾審議会		9月8日(金)	●港湾法第3条の3第3項	
	交通政策審議会		10月30日(月)	●港湾法第3条の3第5項	
	大臣より通知		11月17日(金)	●港湾法第3条の3第7項	
	港湾管理者による告示		12月8日(金)	●港湾法第3条の3第9,10項	
埋立免許	市議会議案調整開始 ●	整備	1月17日(水) ~	議会の1.5ヶ月前が目安	
	出願人 申請	整備	1月23日(火)	●法第2条第1項	
	免許権者	形式審査	行政	1月26日(金)	
		市長へ意見聴取	行政	1月31日(水)	●法第3条第1項
		関係機関協議	行政	1月31日(水)	法規定なし
		告示	行政	2月9日(金)	●法第3条第1項
		縦覧	行政	2月9日(金) ~ 3月1日(金)	●法第3条第1項
		●市議会 議決	市	2月下旬	●法第3条第4項
		内容審査	行政	3月上旬	●法第4条第1項 ※港湾計画と整合
	免許の意思決定	行政	3月上旬		
	東北地方整備局長へ認可申請 【重要港湾40ha未満は地整権限】	行政	3月上旬	●法第47条第1項、第48条	
	局長	環境大臣の意見聴取 【50ha以下により不要】	局	-	●法第47条第2項
		認可	局	4月上旬	●法第47条第1項
免許権者	免許・告示	行政	4月下旬		
	告示、市長へ送付	行政	5月上旬	●法第11条	

損害賠償の額の決定について

下記の事故について、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものです。

記

1. 事故発生日時 令和3月12月8日（水）午後7時5分頃
2. 事故発生場所 酒田市浜田二丁目地内（市道下安町一番町線）
3. 事故の状況 相手方が勤務先から帰宅のため、浜田二丁目地内の車道を自転車で南進中、路肩に発生した道路舗装の亀裂（幅約4cm、深さ約30cm）に前輪タイヤが嵌まり転倒し受傷したものを。

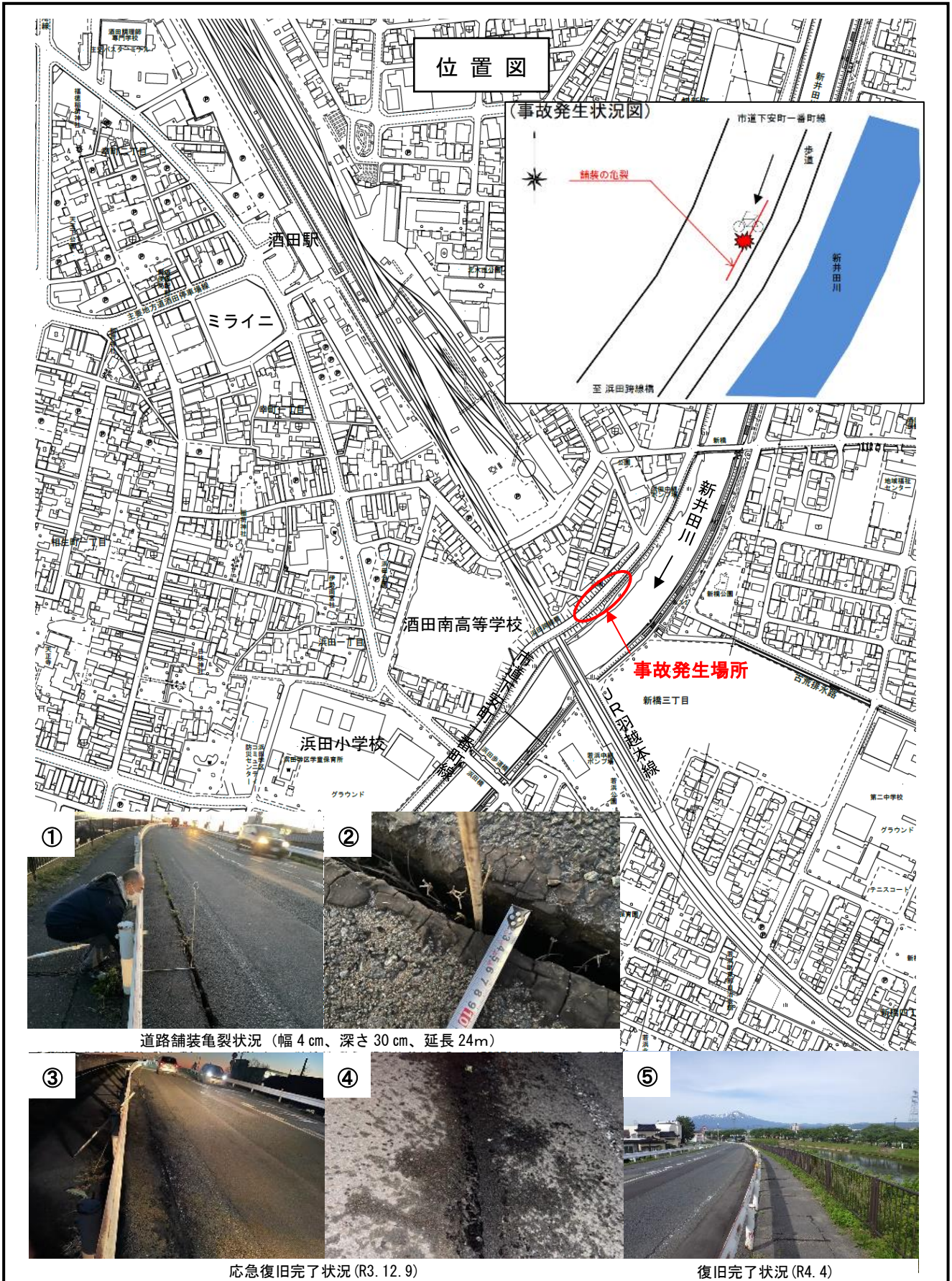
4. 被害状況等

被害者	被害状況
大阪府高槻市在住 30代男性	・外傷性歯牙亜脱臼・歯槽骨骨折2本 ・歯冠破折1本 ・オトガイ部裂創

5. 過失割合 市70%：相手方30%

6. 損害賠償額 1,391,856円





## 酒田市契約及び財産に関する条例の一部改正について

### 1 改正の目的

行政財産の目的外使用料について、「建物」及び「1か月未満の土地」は消費税法第6条において課税対象と規定されているため、これまで消費税を内税として対応してきましたが、令和7年4月1日からは外税とするため、酒田市契約及び財産に関する条例の一部改正を行うものです。

### 2 改正の内容

消費税の対象となる行政財産の目的外使用料について、条例別表により算出された額に1.1を乗じた額とします。

### 3 改正の理由

令和5年10月からのインボイス制度導入に伴い、市の歳入について消費税のあり方を見直ししたところ、内税の場合では、期間及び消費税率によって、目的外使用料単価が異なることとなり、外税に改めるものです。

#### 【例】土地の目的外使用料の算定

(土地価格 10,000 円/m<sup>2</sup>、貸付面積 100 m<sup>2</sup>の場合)

貸付期間 1 か月以上 (非課税)	貸付期間 1 か月未満 (課税)
10,000 円 * 100 m <sup>2</sup> * 4/100 = 40,000 円 <b>40,000 円 * 貸付期間 = 目的外使用料</b>	10,000 円 * 100 m <sup>2</sup> * 4/100 = 40,000 円 40,000 円 ⇒ 税抜金額 36,363 円 <b>36,363 円 * 貸付期間 * 1.1</b> = 目的外使用料

### 4 施行日

令和7年4月1日から施行します。

## 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する 条例の制定について

### 1 概要

地方自治法の一部を改正する法律の制定（令和5年5月8日公布）により、関係条例を整理するものです。

### 2 内容

整理条例において、次の2つの一部改正を行います。

① 酒田市監査委員条例の一部改正（監査委員事務局）

第7条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改めます。

② 酒田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正（上下水道部管理課）

第7条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改めます。

### 3 施行期日

令和6年4月1日

令和6年2月13日  
総務部人事課作成

## 酒田市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

### I 酒田市消防団の報酬等に関すること

#### 1 条例改正の理由

酒田市消防団員の報酬等について、総務省消防庁が策定した「非常勤消防団員の報酬等の基準」をもとに令和6年度から支給額を引き上げるもの。

#### 2 改正の概要

(1) 消防団員の報酬額を定める「別表第3」を改正する。

##### ① 年報酬

・最大額である団長階級の報酬額を「126,000円」から「140,000円」に引き上げることから金額を改めるとともに、「年報酬」と明記する。

##### ② 出動報酬

・消防団の災害等における出動手当について、これまでは費用弁償（旅費）としていたものを国の基準に則り、出動報酬に変更するとともに金額を引き上げることから、出動報酬の最大額で「出動報酬 日額8,000円以内で市長が定める額」を加える。

##### 改正前

消防団員	年額126,000円以内で市長が定める額
------	----------------------

##### 改正後

消防団員	年報酬 年額140,000円以内で市長が定める額
	出動報酬 日額8,000円以内で市長が定める額

(2) 消防団員の出動手当（費用弁償）を出動報酬（報酬）に見直すことから、第5条第3項を削る。

#### 3 施行期日

令和6年4月1日

### II 選挙における投票管理者・投票立会人の報酬に関すること

#### 1 条例改正の理由

国・県の選挙における投票管理者・投票立会人の報酬は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律により酒田市特別職の職員の給与等に関する条例で定めている額と同額が選挙費委託金に算定されているが、投票時間を増減した場合は、選挙費委託金も増減して算定される。

全投票所の閉じる時刻を繰り上げることに伴い、選挙費委託金が減額になるため、報酬についてもこれに応じた額とするもの。

## 2 改正の概要

投票管理者・投票立会人の報酬額を定める「別表第3」の備考において、投票管理者・投票立会人の報酬を投票所は1 3時間、期日前投票所は1 1時間3 0分従事の場合と明記し、これに満たない場合は実際の従事時間に応じた割合で算出した額とする。

## 3 施行期日

- ・令和6年4月1日
- ・施行日以降に告示又は公示される選挙から適用する。

令和6年2月13日  
総務部危機管理課作成

## 酒田市消防団に関する条例の一部改正について

### ○酒田市消防団の定数、入団資格等の改定について

#### 1 条例改正の理由

酒田市消防団の団員数が減少し、条例定数(1,900人)と実団員数(R6.1.1現在1,604人)に乖離が生じている状況を踏まえ、実情に応じた適正な定数管理を図るため条例定数を改める。また、消防団員の安定的な確保を図るため、入団資格を改めるとともに、高齢団員の活動時における事故のリスク軽減や安全性を確保するため、入団時の年齢上限を新たに加える。

#### 2 定数及び入団資格等の改定の概要

##### (1) 定数の改定

総務省消防庁が定める「消防力の整備指針(平成12年消防庁告示第1号)」に則し、各班に配備されている車両や消防ポンプ等の操作に必要な人数を確保しつつ、酒田市消防団最高幹部会議や今後のあり方検討会での議論を基に、付与されている任務の遂行、各地域の実情や将来の人口推移等を見据えて、定数を算出した。

改正前 : 1,900人 → 改正後 : 1,650人 (250人減)

#### 【定数の考え方】

種類	考え方	定数	R6.1.1 実数
基本団員 (女性分団除く)	令和6年1月1日現在の団員数	1,515人	1,513人
	団員加入増努力目標数	20人	—
基本団員 (女性分団)	任務に基づく最大想定数	25人	15人
機能別団員 (OB)	任務に基づく最大想定数	80人	73人
機能別団員 (学生)	任務に基づく最大想定数	10人	3人
合計		1,650人	1,604人

(2) 入団資格等の改定

① 任用条件の緩和

・入団資格に従前の本市に居住する者であることに加え、本市に勤務又は通学している者を加えることで、消防団への加入を促進し、団員確保と地域防災力の充実強化を図る。

② 入団時の年齢上限の新設

・高齢団員の車両運転やポンプ操作などにおける安全性を確保するため、従前の18歳以上の者であることに加え、入団時の年齢上限（70歳未満）を新たに加える。地域事情に配慮し、但し書きで「特に必要があると認めるときは、この限りではない」の一文を加える。

③ 分限の見直し

・①の改定に伴い、分限の規定を見直し整合性を図る。

3 施行期日

令和6年4月1日

令和6年 2月13日  
企画部情報企画課作成

酒田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

1. 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正によるもの。

2. 改正の内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）別表第二の廃止に伴い、引用を改めるなど、関連する条文を整理するもの。

3. 施行期日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日（※）

※ 改正法の公布の日（令和5年6月9日）から1年3月以内の政令で定める日



## 酒田市文化資料館光丘文庫設置管理条例の制定について

### 1 制定の理由

酒田の歴史及び文化に関する資料並びに特定歴史公文書を市民の利用に供することにより、本市の歴史及び文化の継承、市民の教養の向上並びに学術及び文化の発展に寄与するとともに、特定歴史公文書の適切な保存及び利用を図るため、酒田市文化資料館光丘文庫設置管理条例を制定するもの。

### 2 主な内容

- ①酒田市文化資料館光丘文庫設置管理条例の制定
- ②酒田市立資料館設置管理条例の廃止
- ③酒田市総合文化センター設置条例の一部改正

酒田市総合文化センター設置条例第3条で規定する施設に酒田市文化資料館光丘文庫を加えるもの。

### 3 文化資料館について

- (1) 名称 酒田市文化資料館光丘文庫
- (2) 場所 酒田市総合文化センター内旧中央図書館跡
- (3) 休館日 毎週月曜日と年末年始(12/28～1/3)
- (4) 開館時間 午前9時～午後4時30分(入館は午後4時まで)
- (5) 入館料 無料
- (6) 管理運営する組織と職員体制

管理運営は直営とし、新たに顧問を委嘱し、学芸員を採用するとともに、下記の職員体制とします。

館長	1名	文化資料館の統括(課長兼務)
顧問	1名	非常勤として、資料収集・保存・管理・企画展示等のアドバイザー
副館長	1名	館長の補佐、調査員の資料の保存、管理、企画展示等の指揮監督、埋文整理作業員と事務員の指揮監督、出納管理、運営委員会の開催事務
学芸員	1名	古文書等の読解等や市史編さん業務
調査員	4名	資料の保存、管理、展示企画
事務員	2名	閲覧資料の提供、収蔵品目録・データベース管理、学芸員・調査員補助
埋文整理作業員	3名	発掘・試掘調査出土品整理
公文書専門員	1名	特定歴史公文書に係る業務

#### 4 スケジュールについて

令和6年2月～令和6年3月	各施設等からの移転
令和6年3月～令和6年5月	開館準備
令和6年5月18日（土）（予定）	グランドオープン

#### 5 施行日

- (1) 「酒田市文化資料館光丘文庫設置管理条例の制定」及び「酒田市総合文化センター設置条例の一部改正」 公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（令和6年5月18日を予定）
- (2) 「酒田市立資料館設置管理条例の廃止」 令和6年4月1日

令和6年2月13日  
市民部まちづくり推進課作成

## 酒田市コミュニティセンター設置管理条例の一部改正について

### 1 改正理由

酒田市内郷コミュニティセンターを移転するため、所要の改正を行うものです。

### 2 改正の概要

第2条の表中「酒田市相沢字鶴牧56番地」を「酒田市相沢字鶴牧6番地」に改める。

### 3 施行年月日

令和6年4月1日

### 1. 制定理由

近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、十分な支援や理解がされているとはいえない状況にあり、精神的にも経済的にも困難に直面し、社会において孤立することを余儀なくされております。

このような背景から、本市において、犯罪被害者等基本法の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにし、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定め、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減に向けた取組を推進し、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図る。

### 2. 犯罪被害者等支援に関する経緯

昭和56年：(国) 犯罪被害者等給付金支給法公布 (S56.1)  
 ・三菱重工ビル爆破事件 (S49) により犯罪被害給付制度の必要性が議論されていた

平成8年：(国) 警察庁 被害者対策要綱 策定 全国警察に通達  
 ・地下鉄サリン事件 (H7) により被害者等が受ける精神的被害の深刻さが広く認識されるようになった

平成16年：(国) 犯罪被害者等基本法公布 (H17.4.1施行)  
 平成17年：(国) 犯罪被害者等基本計画 閣議決定  
 平成22年：(県) 山形県犯罪被害者等支援条例 制定  
 平成28年：(国) 警察庁 犯罪被害者支援基本計画 制定 全国警察に通達  
 令和3年：(国) 警察庁 犯罪被害者支援基本計画 制定 全国警察に通達  
 令和3年：(市長会) 支援条例制定の要望  
 令和4年：(酒田警察署) 支援条例制定に関する説明会  
 令和5年：(酒田警察署) 支援条例制定に関する説明会

### 3. 県内他市町村の条例制定状況 (令和6年1月末)

- (1) すでに制定している市町村  
9市町 (山形市、新庄市、寒河江市、長井市、南陽市、朝日町、高畠町、飯豊町、金山町)
- (2) 令和6年4月制定の市町村 7市町村

### 4. 条例の概要

#### 目的 (第1条)

- ・犯罪被害者等基本法の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにすること。
- ・犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減に向けた取組を推進し、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図ることを目的とする。

犯罪被害者等への  
支援態勢の充実

#### 基本理念 (第3条)

- ・個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。
- ・犯罪等により受けた被害の状況及び原因、置かれている状況その他の事情に応じて支援されること。
- ・犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく行い、二次的被害の防止に配慮すること。

#### 【市の責務】 (第4条)

- ・基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等の支援に関する施策を推進すること。
- ・施策の実施にあつては、支援が円滑に行われるよう関係機関等と連携、協力するよう努めること。

#### 【市民等の責務】 (第5条)

- ・市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び支援の必要性について理解を深めること。
- ・犯罪被害者等が二次的被害を受けることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する支援に関する施策に協力するよう努めること。

#### 【事業者の責務】 (第6条)

- ・事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び支援の必要性について理解を深め、二次的被害を受けることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する支援に関する施策に協力するよう努めること。
- ・事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事等に関する手続きに関与できるよう、就労、休暇等に十分配慮するよう努めること。

#### 【経済的負担の軽減】 (第13条)

- ・市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し経済的な支援制度に関する情報の提供その他必要な支援を行うこと。

#### 【犯罪被害者等見舞金支給制度】

- ≪遺族見舞金≫  
金額 30万円 (傷害見舞金の支給を受けた場合、20万円)
- ≪傷害見舞金≫  
金額 10万円 (療養期間1ヶ月以上、病院に3日以上入院を要するもの又は3日以上労務に服することができない場合)

※酒田市犯罪被害者等見舞金支給要綱に基づき支給

#### 関係機関等と連携した施策の推進

- 【総合支援窓口の設置】 (第7条)  
・市は、第10条から第14条までに規定する支援等を総合的に実施するため、窓口を設置すること。

- 【総合的支援体制の整備】 (第8条)  
・市は、関係機関等と緊密に連携、協力して円滑かつ総合的に行うための体制を整備すること。

- 【二次的被害及び再被害の防止】 (第9条)  
・市は、犯罪被害者等が二次的被害を受けることのないよう、犯罪被害者等のプライバシー及び名誉の保護に努めること。

- 【日常生活等の支援】 (第10条)  
・市は、日常生活等を円滑に営むことができるように、情報の提供、関係機関等との連携、調整を行うこと。

- 【保健医療サービス等の提供】 (第11条)  
・市は、心身に受けた影響から回復することができるように、保健医療サービス等の提供その他必要な支援を行うこと。

- 【居住の安定に関する支援】 (第12条)  
・市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった者に対し、居住の安定のため情報の提供その他必要な支援を行うこと。

- 【市民等以外の犯罪被害者等の支援】 (第14条)
- 【民間支援団体に対する支援】 (第15条)
- 【市民等及び事業者の理解の増進】 (第16条)

## 酒田市手数料条例の一部改正について

## 1 改正の理由

コンビニエンスストア等に設置された多機能端末機による証明書の交付手数料を引き下げ、多機能端末機を用いて証明書の交付を受ける場合の手数料を減免の対象から除外することを定めるため、所要の改正を行うものです。

## 2 改正の内容

## (1) 証明書発行手数料の引き下げ

本市では、平成28年3月から、コンビニエンスストア等に設置された多機能端末機（マルチコピー機）において、マイナンバーカードを用いて証明書を取得することができるコンビニ交付サービスを実施しています。

令和5年9月に窓口サービスのあり方検討ワーキンググループが実施した市民ニーズ調査では、コンビニ交付の認知度やリピート利用率は高いことが明らかになった一方、本市のコンビニ交付の利用率は、年々増加しているものの県内10市で比較すると低調に推移しています。

コンビニ交付の利用促進を図ることにより、窓口ではこれまで以上に丁寧かつきめ細やかなサービスの提供や職員の業務の効率化が期待できることから、証明書交付手数料のうちコンビニ交付手数料を一律100円引き下げた額に改定するものです。

対象の証明書	改正前		改正後	
	窓口	コンビニ	窓口 〈改定なし〉	コンビニ
戸籍証明書	450円	450円	450円	350円
住民票の写し	400円	400円	400円	300円
戸籍附票の写し	400円	400円	400円	300円
印鑑登録証明書	400円	400円	400円	300円
所得証明書	400円	400円	400円	300円

## (2) 証明書交付手数料の減免に係る除外要件の制定

同条例第6条第1項各号に該当するときの申請により証明書を交付する場合は、証明書交付手数料を減額又は免除できると規定されているが、多機能端末機を用いた場合には、同条同項に基づく申請及び交付は制度上不可能であることから、手数料減免の対象から除外するものとして新たに定めるものです。

## 3 施行期日

令和6年4月1日

令和 6 年 2 月 13 日  
健康福祉部福祉企画課作成

## 酒田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の一部改正について

### 1 改正の理由

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正により、事業者による障がいのある人への合理的配慮の在り方が見直されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

### 2 改正の内容

令和 3 年 6 月 4 日に公布された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 5 6 号）【施行期日：令和 6 年 4 月 1 日】」により、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供が義務化されることとなり、条例第 7 条第 2 項に規定している事業者による障がいのある人への合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改めるものです。

（改正前）「合理的な配慮をするよう努めなければならない。」

（改正後）「合理的な配慮をしなければならない。」

### 3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

令和6年2月13日  
健康福祉部こども未来課作成

## 酒田市福祉型児童発達支援センター設置管理条例の一部改正について

### 1. 改正の理由

児童福祉法の一部改正による児童発達支援センターの類型の一元化及び保護者の就労支援を目的とした預かり時間延長のため、所要の改正を行うものです。

### 2. 改正の内容

児童福祉法の一部改正により、障がいの種別にかかわらず、身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう、児童発達支援センターの類型である「医療型」「福祉型」が、一元化されることに伴い、条例の題名及び条文から「福祉型」を削るとともに、条項の整理を行うものです。

合わせて、障がい児を養育する保護者の就労支援を目的として、児童の預かり時間を午前7時30分から午後6時30分まで延長するため、はまなし学園の開園時間等を改めるものです。

### 3. 施行日

令和6年4月1日

(法律の公布日：令和4年6月15日、施行日：令和6年4月1日)

## 酒田市介護保険条例の一部改正について

### 1 改正の理由

第9期酒田市高齢者保健福祉計画・酒田市介護保険事業計画の策定を行い、令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者の保険料の改正等を行うものです。

また、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。）の改正に伴い、保険料に係る所得段階の算定方法等を変更するものです。

### 2 主な改正内容

#### (1) 保険料率（第4条）

令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者の介護保険料の額を定めます。

段階	改正後の保険料年額	改正前の保険料年額
第1段階 (※減額後)	38,064円 (25,248円)	42,108円 (26,796円)
第2段階 (減額後)	47,856円 (32,784円)	53,592円 (34,452円)
第3段階 (減額後)	52,008円 (51,624円)	57,420円 (53,592円)
第4段階	71,592円	72,732円
第5段階（基準額）	75,360円	76,560円
第6段階	90,432円	91,872円
第7段階	97,968円	99,528円
第8段階	113,040円	114,840円
第9段階	128,112円	130,152円
第10段階	143,184円	145,464円
第11段階（新設）	158,256円	
第12段階（新設）	173,328円	
第13段階（新設）	180,864円	

※減額後の額については、公費負担により軽減された後の額となります。

### 3 施行期日

令和6年4月1日



令和6年2月13日  
健康福祉部高齢者支援課作成

## 酒田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する 条例の一部改正について

### 1 改正の理由

本条例の基準省令となる厚生労働省の「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

### 2 主な改正内容

#### (1) 指定居宅介護支援事業者における介護支援専門員の員数（第5条）

①利用者35人につき1人から、44人（指定介護予防支援を行う場合は、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数）につき1人に改めるもの（第2項）

②指定居宅介護支援事業者と指定居宅サービス事業者等との間において、居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するための公益社団法人国民健康保険中央会のシステムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合、利用者49人につき1人とするもの。（第3項）

#### (2) 内容及び手続の説明及び同意（第7条）

事業者の負担軽減を図るため、前6月間に作成した居宅サービス計画における各サービスの利用割合等を利用者に説明し、理解を得ることを居宅介護支援事業者の努力義務とするもの。（第3項）

#### (3) 指定居宅介護支援の具体的取扱方針（第16条）

①身体拘束等の取扱いについて追加するもの。（第2号の2、第2号の3）

②人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進による実施状況の把握の質の向上の観点から要件を設け、テレビ電話装置等を活用した実施状況の把握を可能とするもの。（第14号イ）

#### (4) 掲示（第25条）

原則として重要事項をウェブサイトに掲載することを追加するもの。（第3項）

### 3 施行期日

令和6年4月1日

## 酒田市企業立地促進条例の一部改正について

### 1 改正の理由

市民所得の向上に資する雇用の促進を図るため、用地取得助成金の交付要件に労働者の賃金水準を追加するため、所要の改正を行うものです。

#### 【参考】用地取得助成金の概要

工場等を新設、拡充又は移設するために用地を取得した企業者に対し、用地取得費の一部を助成し、企業立地及び雇用機会の拡大を図るもの。

### 2 改正の内容

用地取得助成金の交付対象について、「労働者に支払う賃金が規則で定める水準以上である企業者」を追記します。

「労働者に支払う賃金」については、酒田市企業立地促進条例施行規則において、厚生労働省による賃金構造基本統計調査のうち、山形県内の同業種の所定内給与額とすることを示します。

#### 【参考】賃金構造基本統計調査結果

都道府県	山形	
産業	E 製造業	
きまって支給する現金給与額	所定内給与額	年間賞与その他特別給与額
千円	千円	千円
274.5	249.4	711.2

#### きまって支給する現金給与額

労働契約等によってあらかじめ定められている条件によって支給された現金給与額。通勤手当等の各種手当なども含まれる。

#### 所定内給与額

きまって支給する現金給与額から超過労働給与額を差し引いたもの。

#### 【参考】酒田市企業立地促進条例新旧対照表

新	旧
<p>本則</p> <p>(助成金の交付対象等)</p> <p>第4条 助成金の交付対象は、労働者に支払う賃金が規則で定める水準以上である企業者とし、その交付要件及び額は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>本則</p> <p>(助成金の交付要件及び額)</p> <p>第4条 助成金の _____</p> <p>_____ 交付要件及び額は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 (略)</p>

### 3 施行年月日

周知期間を加味し、令和6年10月1日から施行します。

## 酒田市道路占用料徴収条例の一部改正について

## 1 改正の目的

道路占用料に係る消費税の取扱いについて、これまでは消費税法（昭和63年法律第108号）第6条において、占用期間が1か月未満は課税と規定されていたため、内税として対応してきましたが、令和7年4月1日からは外税とするため、酒田市道路占用料徴収条例（以下、条例）の一部改正を行うものです。

## 2 改正の内容

消費税の対象となる道路占用料について、条例別表により算出された額に1.1を乗じた額とします。

## 3 改正の理由

令和5年10月からのインボイス制度導入に伴い、市の歳入について消費税のあり方を見直ししたところ、内税の場合では期間によって道路占用料単価が異なることとなったため、外税とするものです。

## 【例】道路占用料の算定

（祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの：9円/㎡、  
占用面積100㎡の場合）

貸付期間1か月以上（非課税）	貸付期間1か月未満（課税）
9円×100㎡=900円 <u>900円</u> ×貸付期間=道路占用料	9円×100㎡=900円 900円⇒税抜金額818円 <u>818円</u> ×貸付期間×1.1=道路占用料

## 4 消費税を加算した場合の影響額

過去5年間における課税対象の件数及び料金は下記のとおりです。

年度	件数	占用料（円）	消費税相当額（円）	備考
R5	15	39,260	3,926	令和5年12月末時点
R4	27	102,230	10,223	
R3	2	940	94	コロナ禍に伴いイベント等の開催減
R2	5	2,910	291	コロナ禍に伴いイベント等の開催減
R1	19	52,540	4,438	税率10% 10月～
計	68	197,880	18,972	

## 5 施行日

令和7年4月1日から施行します。

## 酒田市都市公園条例及び酒田市公園条例の一部改正について

## 1 改正の目的

公園占用料及び使用料に係る消費税の取扱いについて、これまでは消費税法（昭和63年法律第108号）第6条において、1か月未満の公園占用及び公園使用は課税と規定されていたため、内税として対応してきましたが、令和7年4月1日からは外税とするため、酒田市都市公園条例及び酒田市公園条例（以下、条例）の一部改正を行うものです。

## 2 改正の内容

消費税の対象となる公園占用料及び使用料について、条例別表により算出された額に1.1を乗じた額とします。

## 3 改正の理由

令和5年10月からのインボイス制度導入に伴い、市の歳入について消費税のあり方を見直ししたところ、内税の場合では期間によって公園占用料単価が異なることとなったため、外税とするものです。また、使用料についても課税の相違を避けるため、外税に改めるものです。

## 【例】公園占用料の算定

（競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設ける仮設工作物：9円/㎡、占用面積100㎡の場合）

貸付期間1か月以上（非課税）	貸付期間1か月未満（課税）
9円×100㎡=900円	9円×100㎡=900円
<b>900円</b> ×貸付期間=公園占用料	900円⇒税抜金額818円
	<b>818円</b> ×貸付期間×1.1=公園占用料

## 4 消費税を加算した場合の影響額

過去5年間における課税対象の件数及び料金は下記のとおりです。

年度	件数	占用・使用料（円）	消費税相当額（円）	備考
R5	45	63,490	6,349	12月末時点
R4	37	108,250	10,825	
R3	31	30,820	3,082	コロナ禍に伴い、キッチンカーの申請増
R2	5	19,650	1,965	
R1	16	63,870	5,123	10月～ 税率10%
計	134	286,080	27,344	

## 5 施行日

令和7年4月1日から施行します。

## 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する 法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

### 1 概要

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が制定され（令和5年5月26日公布）、この法律の第3条によって水道法が改正されます。

これにより、現在水道整備・管理行政を所管する厚生労働省から、水質又は衛生に関する事務について、公衆衛生の向上及び増進に関する専門的な知見等を活用する観点から環境省に、それ以外の事務について、社会資本の統合的な整備に関する知見等の活用による水道の基盤強化等の観点から国土交通省に移管がなされます。

### 2 内容

次の関係する2つの条例について、整理条例を制定し、所要の改正を行うものです。

#### 第1条 酒田市水道事業給水条例の一部改正

第5条、第40条第2項ただし書き及び第43条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めます。

#### 第2条 酒田市大台野飲雑用水供給施設設置管理条例の一部改正

第4条第1項及び第40条第1項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めます。

### 3 施行期日

令和6年4月1日

## 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構中期計画の認可について

### 第5期中期計画（案）の概要

#### 【地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 基本理念】

表現見直し

思いやりの心を大切にします。  
質の向上に努め、安全な医療を提供します。  
地域との連携を促進し、住民の健康と福祉の向上を目指します。  
持続可能な病院経営を通して、地域に貢献します。

#### 第5期中期目標(令和5年12月21日指示)

方向性(具体的指標を設定のうえ、達成に向け取り組むよう指示)

- ① 2病院6診療所における、各医療機能に応じた持続的・安定的な医療の提供及び医療機能の更なる充実
- ② 地域の医療機関等との連携体制の強化による地域包括ケアシステム構築への貢献
- ③ 医師など医療従事者の確保・育成及び医師の働き方改革を推進する取組の強化
- ④ 医療ニーズや費用対効果等を踏まえた計画的な医療機器・施設等の更新・整備
- ⑤ 人口減少に伴う患者動向を見据えた診察規模の適正化、安定的な収支構造の確立

## 第5期中期計画（案）の概要

### 第1 中期計画の期間(令和6年4月1日から令和10年3月31日までの4年間)

### 第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 1 医療機能の分化・連携の推進

2病院6診療所の機能及び役割(診療提供体制の適正化) / 日本海ヘルスケアネットへの参画等による地域の医療機関等との機能分担・連携の推進

#### 2 持続的・安定的な医療の提供及び医療水準の向上

○高度専門医療・回復期医療等の充実・強化

一部新規

5疾病6事業(不妊治療の拡充) / 在宅医療支援の推進 / 一次医療の提供と充実(オンライン診療等の活用・医療Ma a Sによる医療提供体制の構築) / 医療機器及び施設等の計画的な更新・整備 / 災害への対応 / 新興感染症等の健康危機への対応 / 政策医療の実施

○医療従事者の確保、資質向上及び勤務環境改善

一部新規

医療従事者の確保 / 初期研修医等の受け入れ / 指導医の確保等 / 看護師の特定行為研修修了者や認定看護師等の育成 / 医師の働き方改革の推進 / 職員のワーク・ライフ・バランスの向上

○医療サービスの効果的な提供

一部新規

日本海ヘルスケアネットへの参画・ちようかいネットの活用 / 医療DXの推進(マイナンバーカードの健康保険証利用・電子処方箋等の推進)

#### 3 患者・住民の満足度の向上

患者満足度調査の実施 / 院内環境等の快適性の向上

#### 4 法令等の遵守と情報公開の推進

文書管理、個人情報保護及び情報公開等への適切な対応

#### 5 医療安全対策の充実・強化

一部新規

医療事故等の防止 / 情報セキュリティ対策の強化(適切な情報管理・ランサムウェア対策等)



山形県酒田市医療法人  
日本海ヘルスケアネット

### 第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 組織マネジメントの強化、災害発生時の業務継続性の確保

各種委員会・会議等の充実及び内部統制の推進／非常時の業務体制整備

#### 2 診療体制の適正化、人員配置の弾力的運用

地域の医療ニーズ等に迅速かつ的確に対応するため、診療体制の適正化及び医療従事者の適切な配置

#### 3 業務の効率化・職員の意欲向上

業務プロセスにおける課題への対応及びタスクシフト・タスクシェアの推進

#### 4 経営基盤の安定化

DPC係数等の分析評価による特定病院群の維持／地域フォーミュラリの推進・後発医薬品等の使用促進

### 第4 予算、収支計画及び資金計画

法人全体の経常収支比率の各年度100%以上達成、資金収支均衡

### 第5 短期借入金の限度額

40億円（一時的な資金不足等への対応）

### 第6 不要財産等の処分

計画なし

### 第7 重要な財産の譲渡または担保

計画なし

### 第8 剰余金の使途

施設の整備・修繕、医療機器の購入、人材育成及び能力開発の充実等に充当

### 第9 料金に関する事項

使用料及び手数料規程に基づき徴収

### 第10 その他

- ・長寿命化等を踏まえた計画的な施設整備等の実施
- ・法人が負担する債務の償還：確実な償還

### 中期計画における数値目標の設定

#### 指標追加

#### <中期計画 独自の指標> 【16指標】

- ① 日本海総合病院の全身麻酔手術件数（毎年度 2,600件以上）
- ② 日本海酒田リハ病院のリハ実績指数（毎年度 40点以上）
- ③ 地域救急貢献率（毎年度 32%以上）
- ④ 糖尿病教室回数（毎年度 12回以上）
- ⑤ 脳死判定シミュレーション等臓器提供に係る研修（毎年度 1回以上）
- ⑥ 初期臨床研修医マッチング（毎年度 フルマッチ）
- ⑦ 特定行為研修修了者、専門・認定看護師資格の新規取得者数（期間中5名以上）
- ⑧ 特定行為研修修了者（期間中 4名以上）
- ⑨ 紹介、逆紹介の推進（毎年度、紹介率 65%以上、逆紹介率 95%以上）
- ⑩ 病院広報誌発行回数（毎年度4回以上）
- ⑪ 入院患者満足度（毎年度 96%以上）
- ⑫ 外来患者満足度（毎年度 96%以上）
- ⑬ 医療安全対策に係る研修（毎年度 2回以上）
- ⑭ 内部監査（毎年度 2項目以上）
- ⑮ 法人全体の修正営業収支比率（毎年度 95%以上）
- ⑯ 純資産額（毎年度 前年度の額以上）

#### <中期目標における指標> 【5指標】

- I : 新興感染症の発生を想定した研修又は訓練（毎年度 2回以上）
- II : 医師の時間外労働規制（毎年度 A水準）
- III : 日本海総合病院のDPC特定病院群維持（期間中の適用維持）
- IV : 後発医薬品数量シェア率（毎年度 85%以上）
- V : 法人全体の経常収支比率（各年度 100%以上）

## 重要な公の施設の長期かつ独占的な利用について（さかた海鮮市場）

### 1 目的

重要な公の施設である「さかた海鮮市場」を使用者に長期かつ独占的に利用させるため、地方自治法第96条第1項第11号の規定により、議会の議決を求めるものです。

なお、現行長期独占利用者となっている2社を随意選定し長期独占利用候補者とするものです。

### 2 長期独占利用候補者

- (1) さかた海鮮市場1階 利用面積 287.20㎡  
酒田市千石町二丁目10番30号  
株式会社菅原鮮魚 代表取締役 菅原和浩
- (2) さかた海鮮市場2階 利用面積 110.77㎡  
酒田市船場町二丁目5番10号  
有限会社カネヤス 代表取締役 菅原和浩

### 3 長期独占利用期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

### 4 選定方法

非公募による随意選定



令和6年2月13日  
農林水産部農政課作成

重要な公の施設の長期かつ独占的な利用について（産直たわわ）

1. 趣旨

現在、長期かつ独占的に利用させている下記の農産物直売所について、令和6年3月31日をもって許可期間が満了するため、令和6年度以降の使用者について、長期かつ独占的に利用させるため、地方自治法第96条第1項第11号の規定により議会の議決を求めるものです。

2. 使用許可期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

3. 使用許可施設及び許可予定団体

所在及び施設名	相手方
酒田市法連寺字茅針谷地 130 番地の 3 産直たわわ	産直たわわ運営組合 組合長 堀 茂雄

4. 選定理由

上記施設は地域活性化及び地域農業の振興を目的に国庫補助事業等により設置された地域密着型の施設であり、運営団体は当該施設を運営するために組織され、かつ育成されてきた経緯があります。また、これまでの活動実績から地域活性化への貢献度は非常に高いものであると評価されるため、長期かつ独占的な利用を認める団体として上記団体を提案するものです。

(参考) 売上実績

産直たわわ

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
客数 (人)	114,741	116,385	109,275	98,910	99,143
売上額 (円)	116,025,499	122,118,436	126,199,460	115,075,247	117,875,600

(参考) R4 年度施設使用料

産直たわわ

施設使用	ガス	灯油
377,160 円	304,748 円	24,234 円
上下水道	電気	合計
165,511 円	2,796,878 円	3,668,531 円

令和6年2月13日  
農林水産部農政課作成

重要な公の施設の長期かつ独占的な利用について（めんたま畑）

1. 趣旨

現在、長期かつ独占的に利用させている下記の農産物直売所について、令和6年3月31日をもって許可期間が満了するため、令和6年度以降の使用者について、長期かつ独占的に利用させるため、地方自治法第96条第1項第11号の規定により議会の議決を求めるものです。

2. 使用許可期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

3. 使用許可施設及び許可予定団体

所在及び施設名	相手方
酒田市飛鳥字堂之後 83 番地の 3 めんたま畑	ひらた農産物直売所経営組合 組合長 阿曾 兼太

4. 選定理由

上記施設は地域活性化及び地域農業の振興を目的に国庫補助事業等により設置された地域密着型の施設であり、運営団体は当該施設を運営するために組織され、かつ育成されてきた経緯があります。また、これまでの活動実績から地域活性化への貢献度は非常に高いものであると評価されるため、長期かつ独占的な利用を認める団体として上記団体を提案するものです。

(参考) 売上実績

めんたま畑

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
客数 (人)	81,901	79,611	74,080	70,479	68,960
売上額 (円)	77,899,579	76,350,264	75,692,826	71,895,890	71,226,616

(参考) R4 年度施設使用料

めんたま畑

施設使用	ガス	灯油
188,520 円	24,250 円	78,878 円
上下水道	電気	合計
189,981 円	1,308,890 円	1,790,519 円